

Ⅲ その他地方交付税を巡る諸問題

その他の諸問題

1. 不交付団体数の増加

- 現状では全自治体の97%が交付団体
- 交付税の財源保障機能の縮小・交付税総額の削減によって、交付団体数の縮減を図る

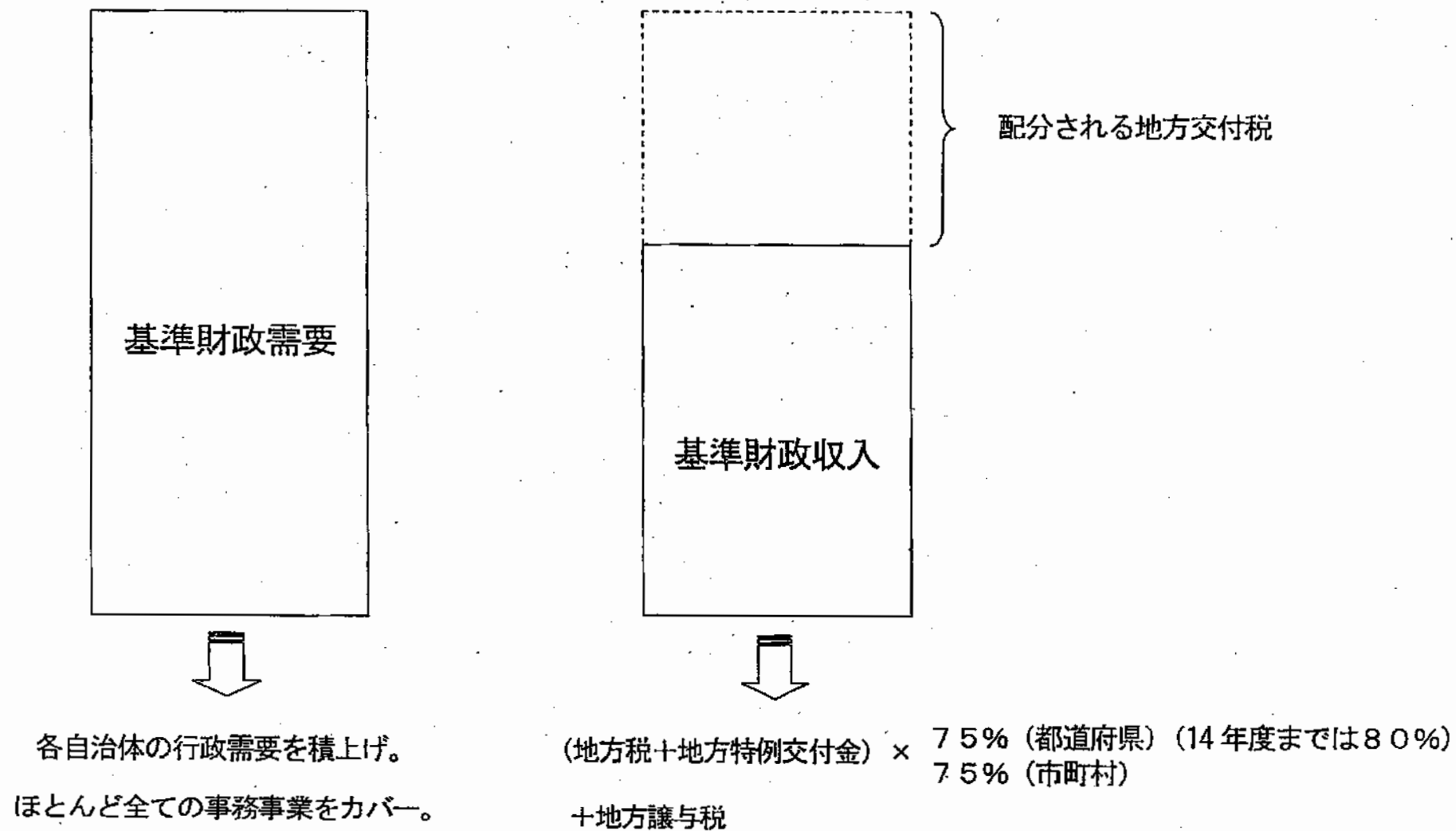
2. 交付税の配分方法の見直し

- 交付税の配分方法について簡素化・透明化を図る
- 地方の自主的・効率的な財政運営を促す方向で、事業費補正・段階補正を見直し

3. 地方税の充実に伴う財政力格差の拡大への対応

- 税源移譲を含む税源配分の見直し等の地方税の充実に伴い、税収の偏在は拡大する見込み
- したがって、財政力格差の拡大に適切な対応が必要（水平的調整の導入の可能性？）

ミクロ（各自治体）の財源保障



予算編成時（９月～１２月）

1. 全国3,200自治体の歳入歳出を見込み、収支不足を見積もり
2. 収支不足を補てんするため、法定率分に加えて、一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額
⇒ 交付税総額の決定

予算決定後（１月～７月）

1. 予算編成で決定した交付税総額を配分するため、基準財政需要の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
2. 改定した算定基準により、各自治体の基準財政収入と基準財政需要を算定して交付税を配分

【地方財政計画】

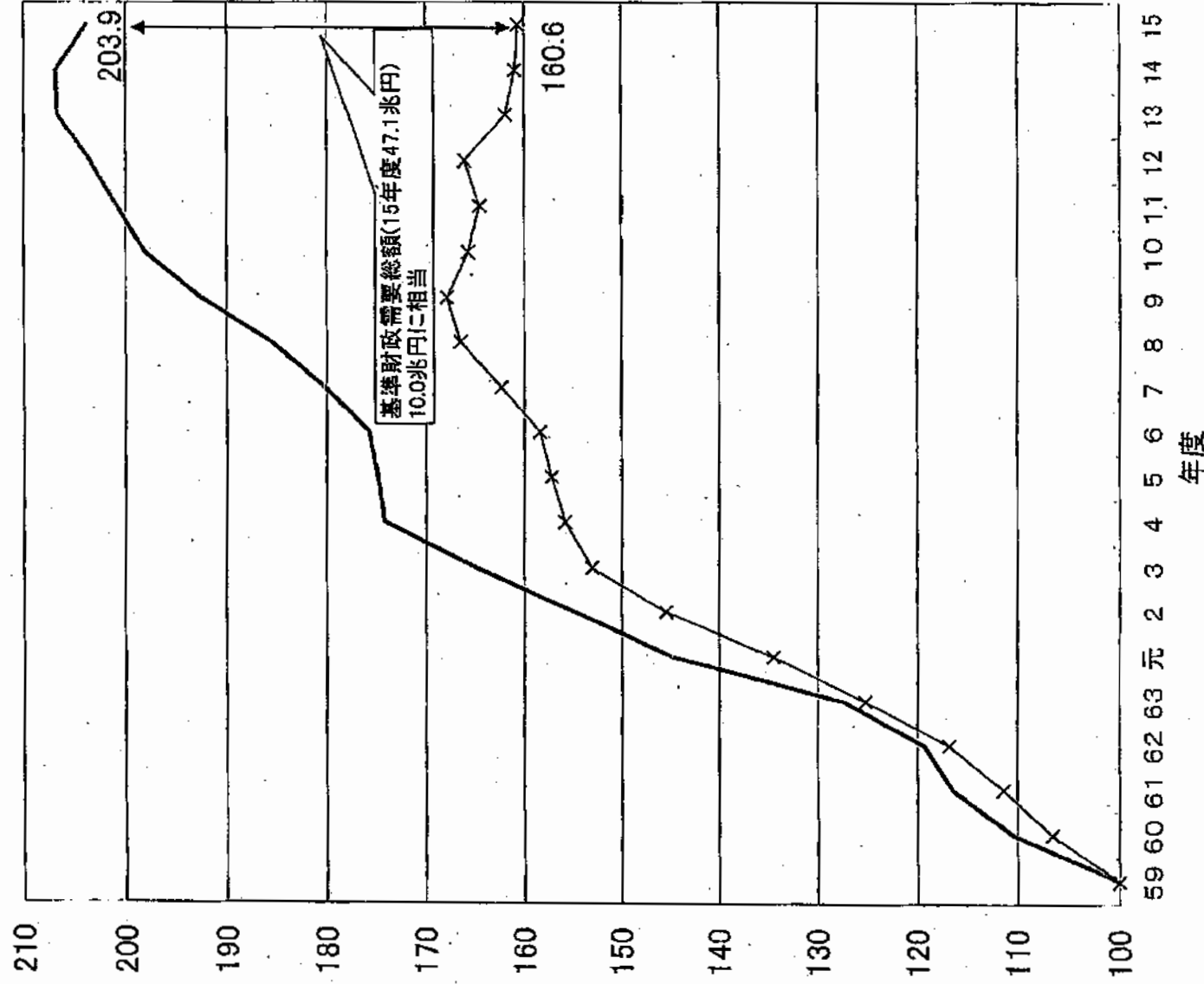
歳出	歳入
給与関係費	地方交付税
一般行政経費	地方税
投資的経費	国庫支出金
公債費	地方債

【各団体の交付税算定】

地方交付税		基準財政需要
基準財政収入		

〔基準財政需要は年末に決定された交付税総額の配分基準である。〕

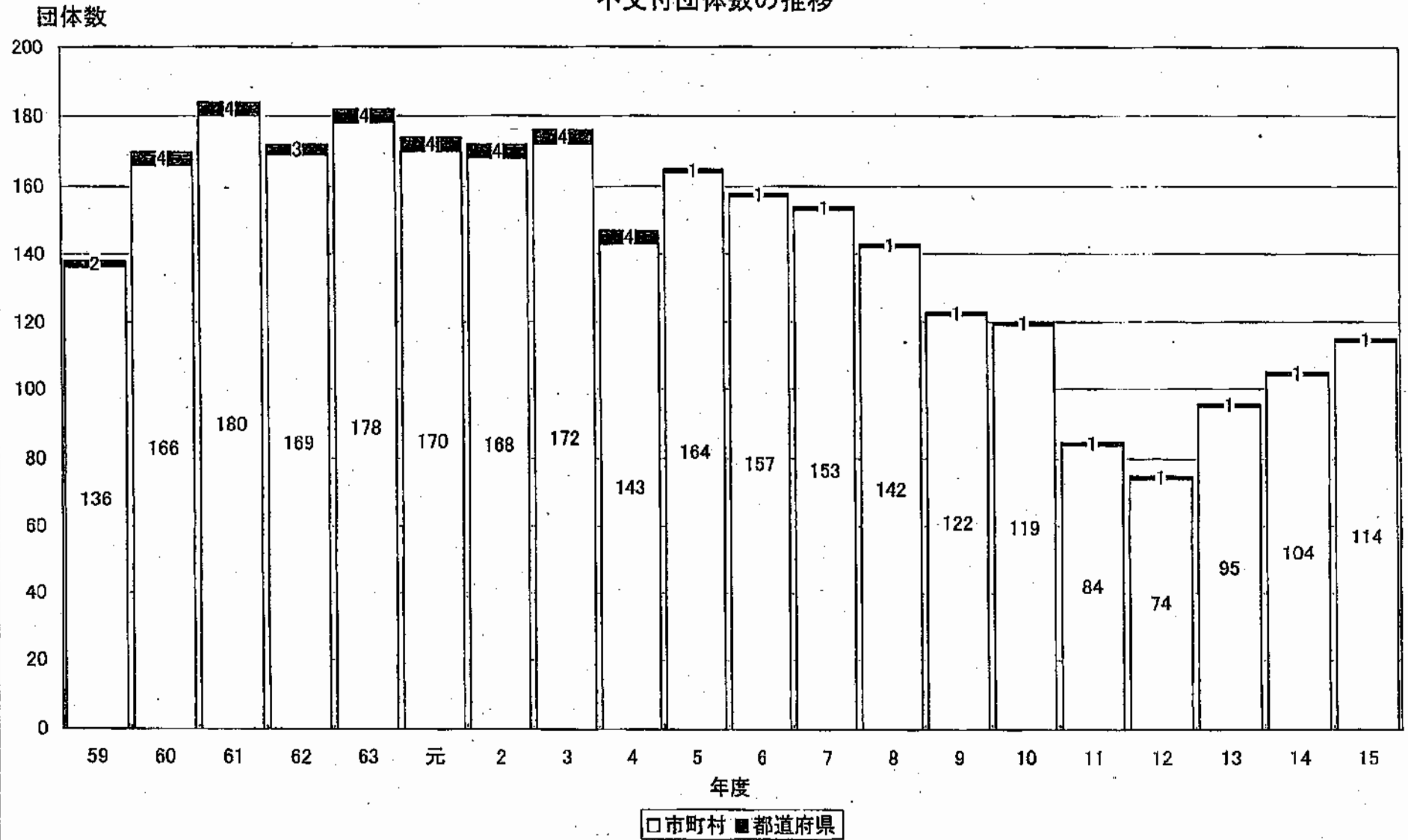
基準財政需要とGDPの伸び (59年度=100)(当初)



— 基準財政需要総額(当初算定) —x— 名目GDP

(注) 13年度以降の基準財政需要額には、臨時財政対策債振替額を含めている。

不交付団体数の推移



(注)東京都特別区は、平成10年度までは市町村の不交付団体の不交付団体1としてカウントしている。

普通交付税 交付・不交付団体数

1 平成15年度当初算定ベース

区分	合計	都道府県	市町村	大都市	中核市	特別市	都市	町村
全国団体数	3,281	47	3,234	13	35	39	595	2,552
交付団体	3,166	46	3,120	12	33	31	549	2,495
不交付団体	115	1	114	1	2	8	46	57

2 交付・不交付団体数の推移

(単位：%)

年度	都道府県		市町村		合計		地方団体数に占める割合	
	交付	不交付	交付	不交付	交付	不交付	交付	不交付
50	44	3	3,169	89	3,213	92	3,305	97.2
51	45	2	3,196	61	3,241	63	3,304	98.1
52	46	1	3,184	73	3,230	74	3,304	97.8
53	46	1	3,208	49	3,254	50	3,304	98.5
54	46	1	3,200	56	3,246	57	3,303	98.3
55	46	1	3,191	65	3,237	66	3,303	98.0
56	45	2	3,177	79	3,222	81	3,303	97.5
57	44	3	3,172	84	3,216	87	3,303	97.4
58	46	1	3,141	115	3,187	116	3,303	96.5
59	45	2	3,120	136	3,165	138	3,303	95.8
60	43	4	3,088	166	3,131	170	3,301	94.9
61	43	4	3,074	180	3,117	184	3,301	94.4
62	44	3	3,084	169	3,128	172	3,300	94.8
63	43	4	3,068	178	3,111	182	3,293	94.5
元	43	4	3,076	170	3,119	174	3,293	94.7
2	43	4	3,078	168	3,121	172	3,293	94.8
3	43	4	3,068	172	3,111	176	3,287	94.6
4	43	4	3,094	143	3,137	147	3,284	95.5
5	46	1	3,073	164	3,119	165	3,284	95.0
6	46	1	3,079	157	3,125	158	3,283	95.2
7	46	1	3,082	153	3,128	154	3,282	95.3
8	46	1	3,091	142	3,137	143	3,280	95.6
9	46	1	3,111	122	3,157	123	3,280	96.3
10	46	1	3,114	119	3,160	120	3,280	96.3
11	46	1	3,145	84	3,191	85	3,276	97.4
12	46	1	3,155	74	3,201	75	3,276	97.7
13	46	1	3,131	95	3,177	96	3,273	97.1
14	46	1	3,114	104	3,160	105	3,265	96.8
15	46	1	3,120	114	3,166	115	3,281	96.5

(注) 1. 団体数の推移は、14年度までは普通交付税再算定ベース、15年度は当初算定ベースである。
2. 東京都特別区は、平成10年度までは市町村の不交付団体1としてカウントしている。

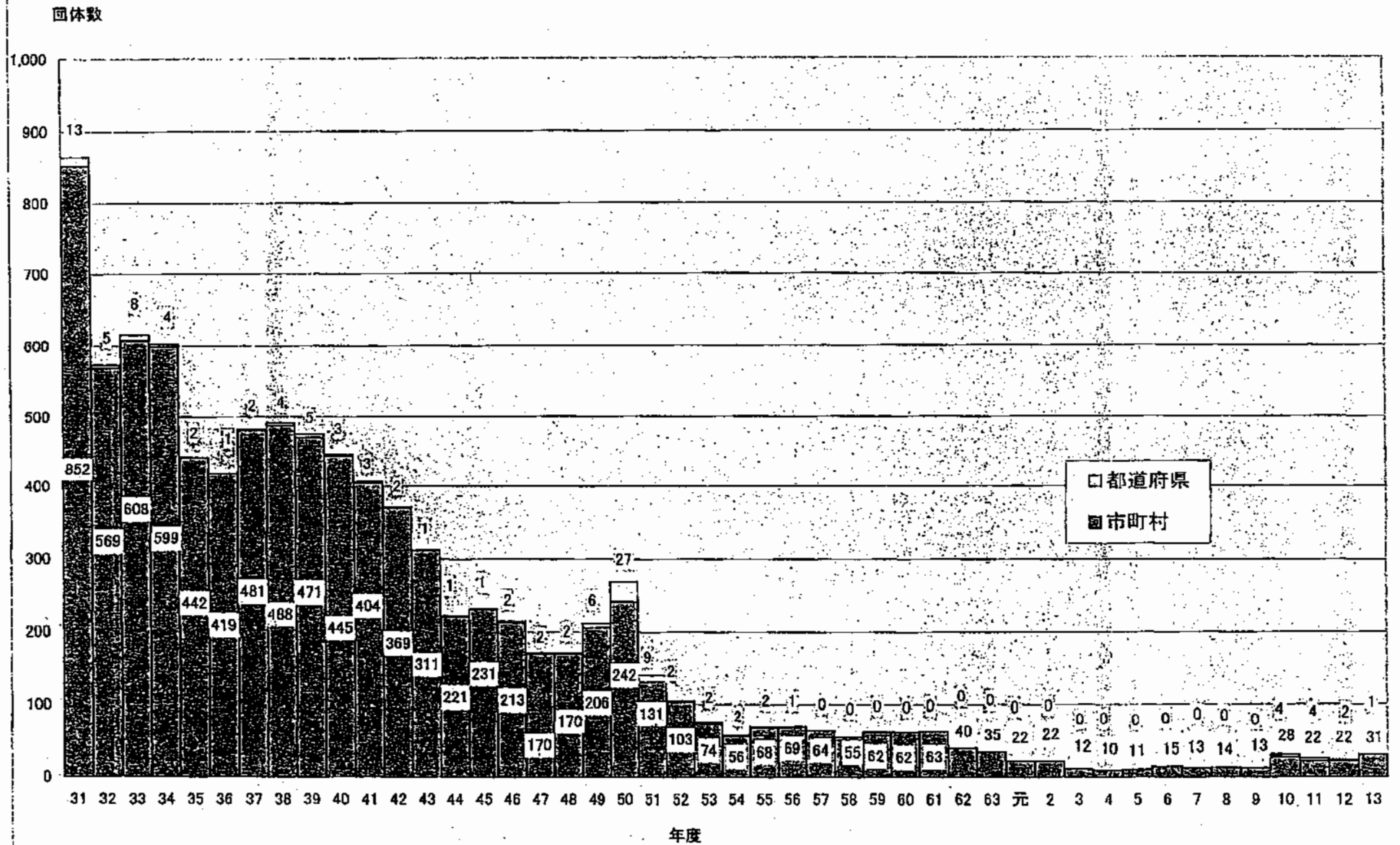
財政力指数別市町村数・人口(平成13年度決算ベース)

財政力指数		団体数		人口		政令指定都市 /特別区	中核市	特例市	県庁所在市
1.00～		109	3%	1,553 万人	12%	特別区	豊田市	平塚市、富士市、吹田市	
0.90～0.99	数	65	2%	1,471 万人	12%	千葉市、川崎市、名古屋市	宇都宮市	川口市、小田原市、大和市、沼津市、春日井市、四日市市、豊中市、茨木市	さいたま市、津市
	累計	174	5%	3,024 万人	24%				
0.80～0.89	数	132	4%	2,665 万人	21%	仙台市、横浜市、大阪市	横須賀市、富山市、岐阜市、静岡市、浜松市、豊橋市、堺市、姫路市、和歌山市、福山市、高松市、大分市	水戸市、前橋市、高崎市、福井市、甲府市、松本市、清水市、大津市、秋田市、八尾市、尼崎市	奈良市、徳島市
	累計	306	9%	5,689 万人	45%				
0.70～0.79	数	160	5%	1,496 万人	12%	広島市、福岡市	新潟市、金沢市、長野市、岡山市、松山市	盛岡市、山形市、寝屋川市、久留米市	
	累計	466	14%	7,185 万人	57%				
0.60～0.69	数	221	7%	1,932 万人	15%	札幌市、京都市、神戸市、北九州市	秋田市、郡山市、いわき市、高知市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	八戸市、呉市	青森市、福島市、鳥取市、松江市、山口市、佐賀市、那覇市
	累計	687	21%	9,117 万人	72%				
0.30～0.59	数	1,127	35%	2,635 万人	21%		旭川市、長崎市	函館市、佐世保市	
	累計	1,814	56%	11,752 万人	93%				
0.01～0.29	数	1,432	44%	895 万人	7%				
	累計	3,246	100%	12,648 万人	100%				

注1 「平成13年度市町村別決算状況調」(総務省自治財政局財務調査課編)を基に作成。

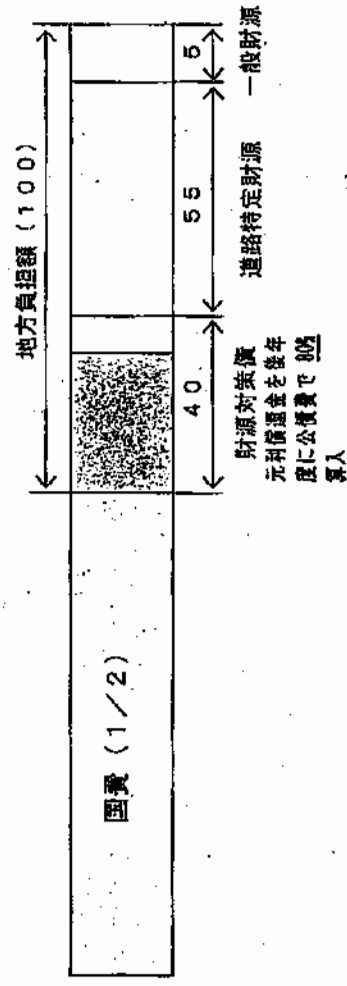
2 人口は、平成14年3月31日現在住民基本台帳登録人口。

赤字団体数の推移

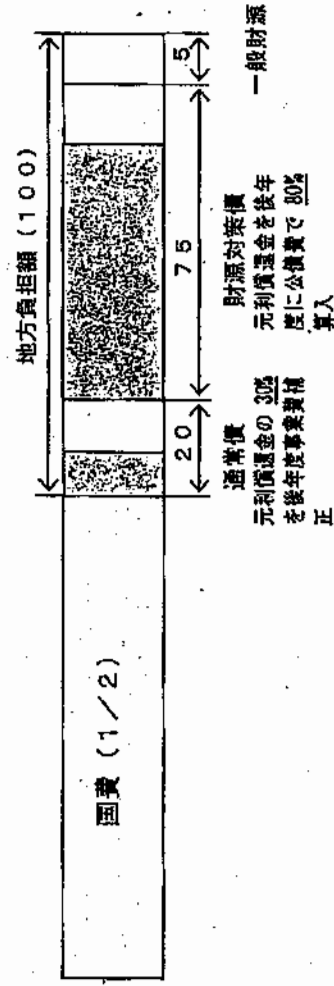


投資的経費に係る地方財政措置（平成13年度まで）

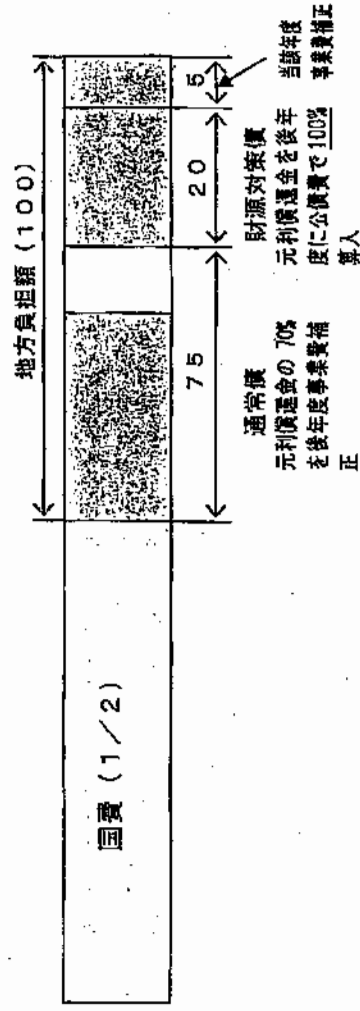
1. 道路事業



2. 港湾事業

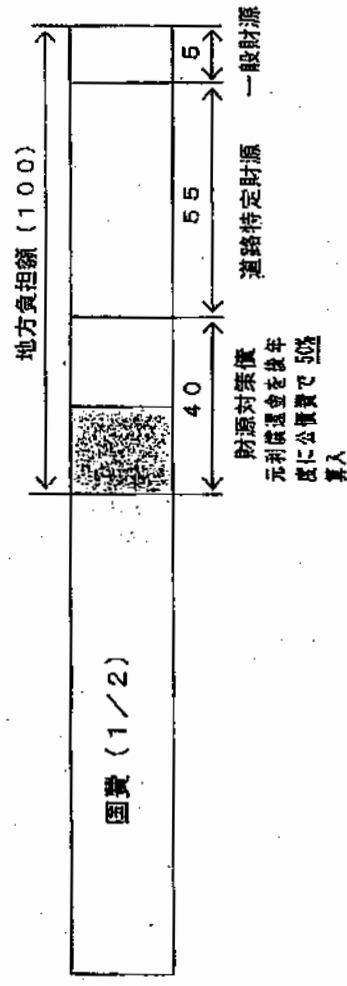


3. 義務教育施設整備事業

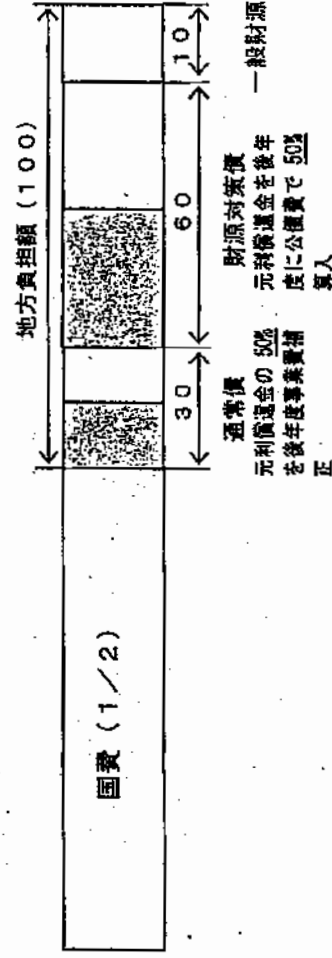


投資的経費に係る地方財政措置（平成14年度～）

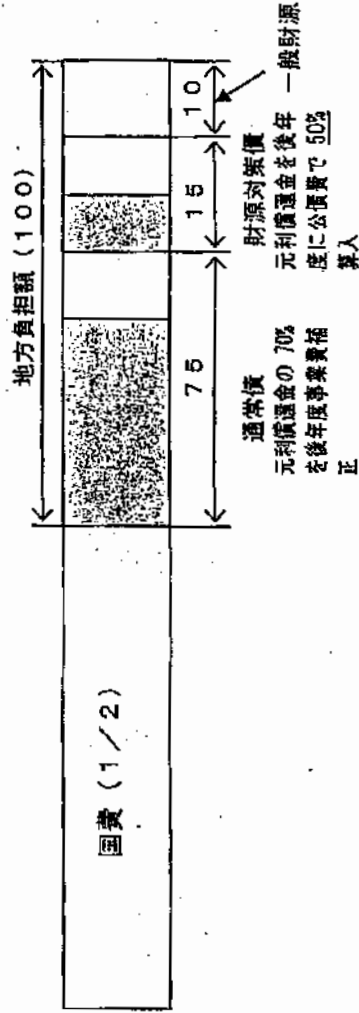
1. 道路事業



2. 港湾事業



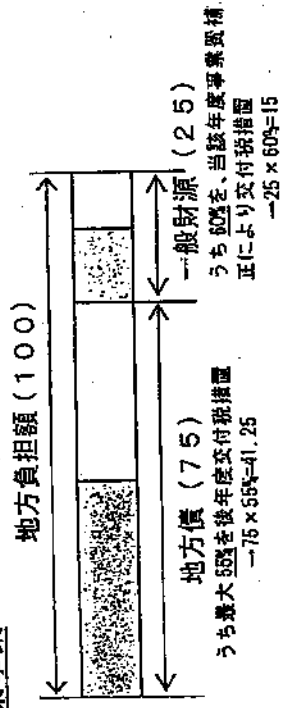
3. 義務教育施設整備事業



地方単独事業（投資）に係る地方財政措置の例

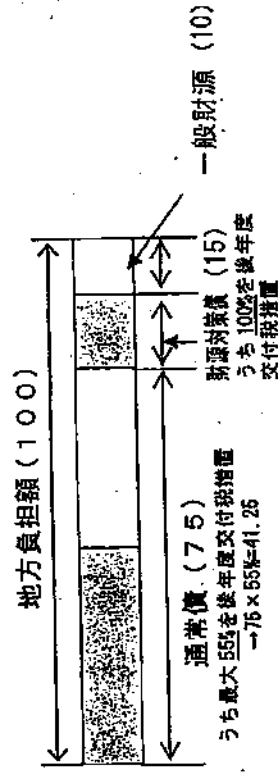
1. まちづくり特別対策事業

[H13年度まで]



2. ふるさとづくり事業（ハード）

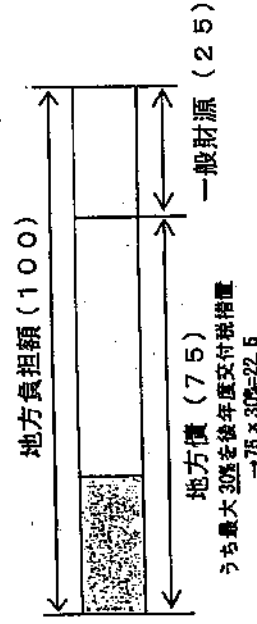
[H13年度まで]



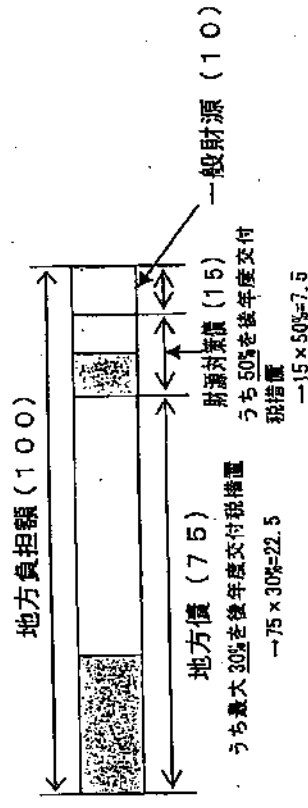
これらの事業は地域総合整備事業債の短債で行われているが、平成14年度からは原則として廃止。ただし、13年度以前からの継続事業については、従前通りの財政措置が行われる。なお、廃止後は「地域活性化事業」（重点7分野に限定）として行われる（いわゆるハコ物は原則対象外）。

○ 地域活性化事業

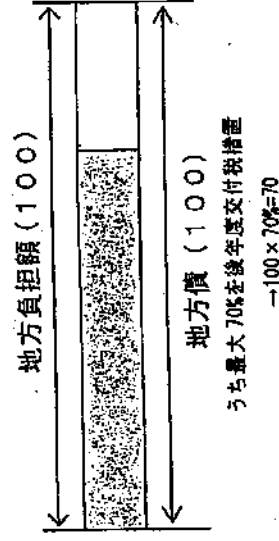
[通常の事業]



[特に推進する事業]

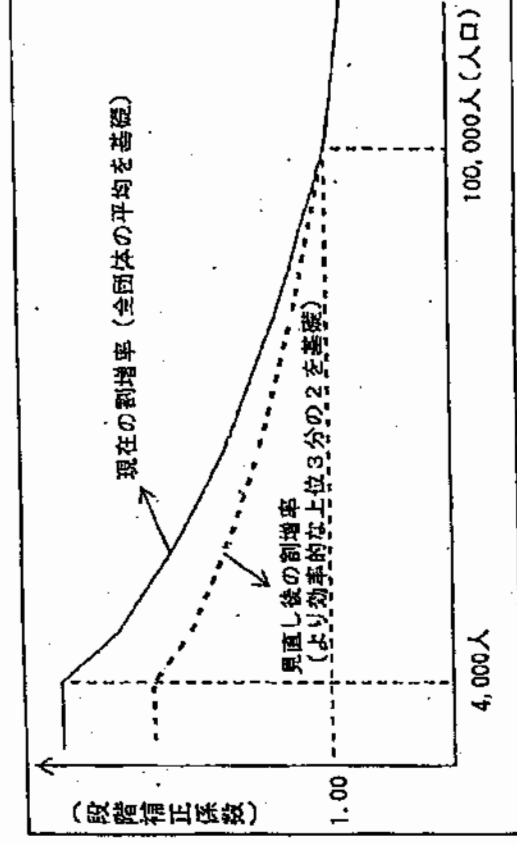


3. 過疎対策事業



段階補正の見直しについて

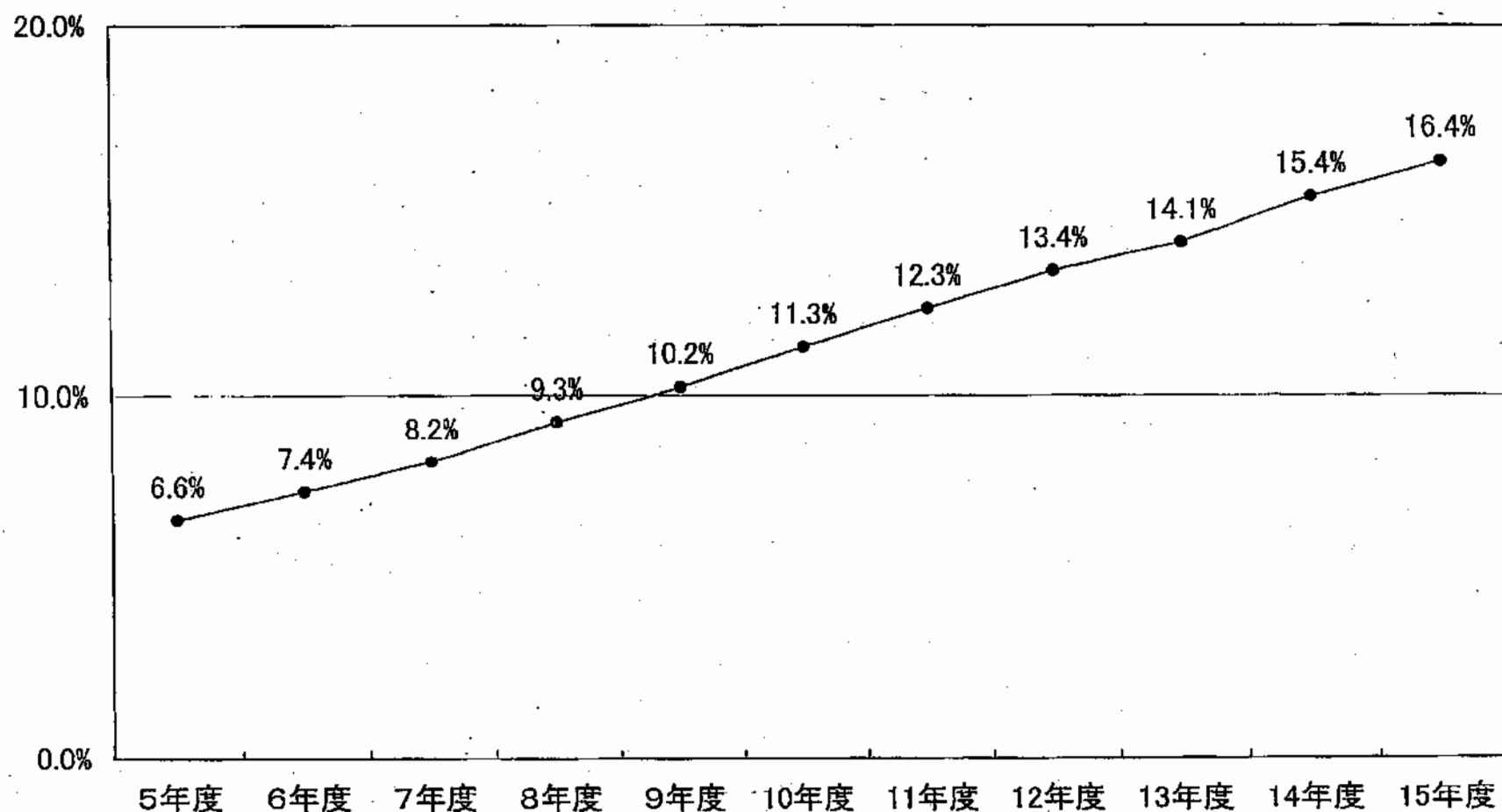
1. 見直しのイメージ図



2. 見直し対象費目

費目 (経常経費)	測定単位
消防費	人口
その他の土木費	人口
その他の教育費	人口
社会福祉費	人口
保健衛生費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
農業行政費	農家数
商工行政費	人口
企画振興費	人口
徴税費	世帯数
戸籍住民基本台帳費	戸籍数
その他の諸費	世帯数
	人口

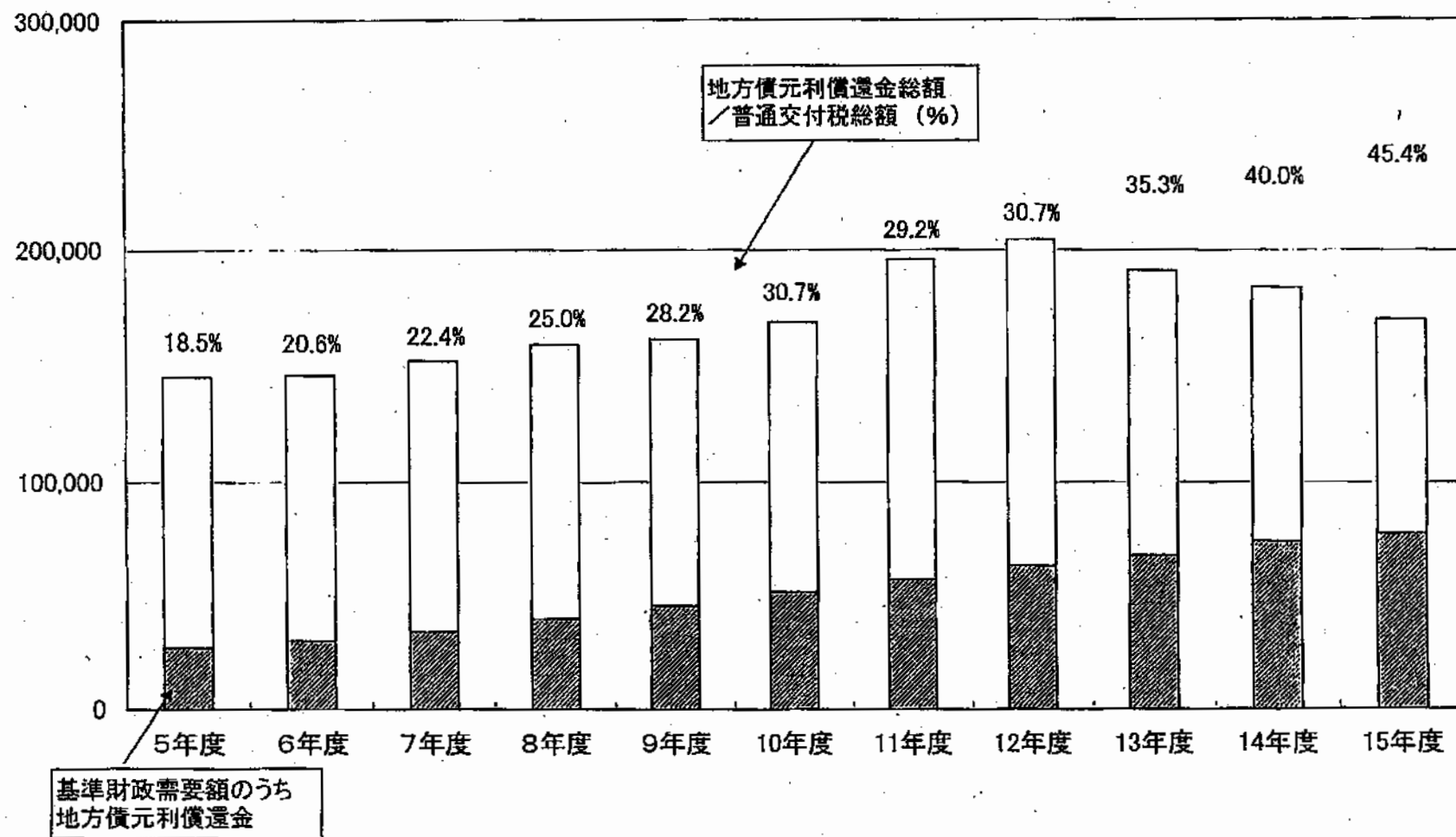
基準財政需要額に占める地方債元利償還金の割合の推移



基準財政需要額総額	404,997	406,032	416,210	428,699	444,847	457,516	463,925	470,169	477,397	477,651	470,944	億円
地方債元利償還金総額	26,796	29,946	34,050	39,746	45,425	51,657	57,282	62,859	67,474	73,540	77,041	億円

(注) 基準財政需要額は、臨財償振替額を含めている。

普通交付税総額と地方債元利償還金総額の推移

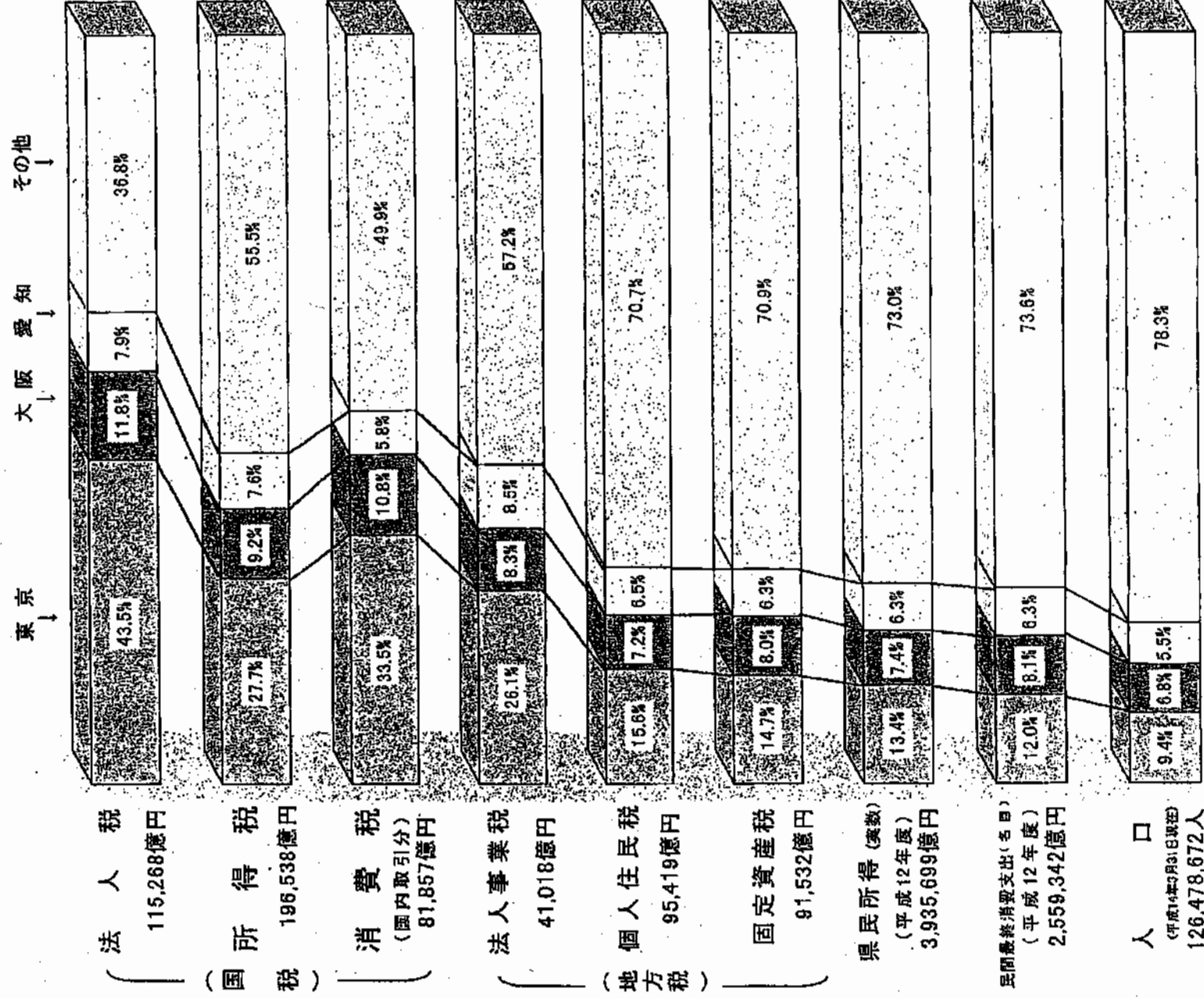


(注1) 地方債元利償還金は、基準財政需要額中の額であり、不交付団体分を含んでいる。

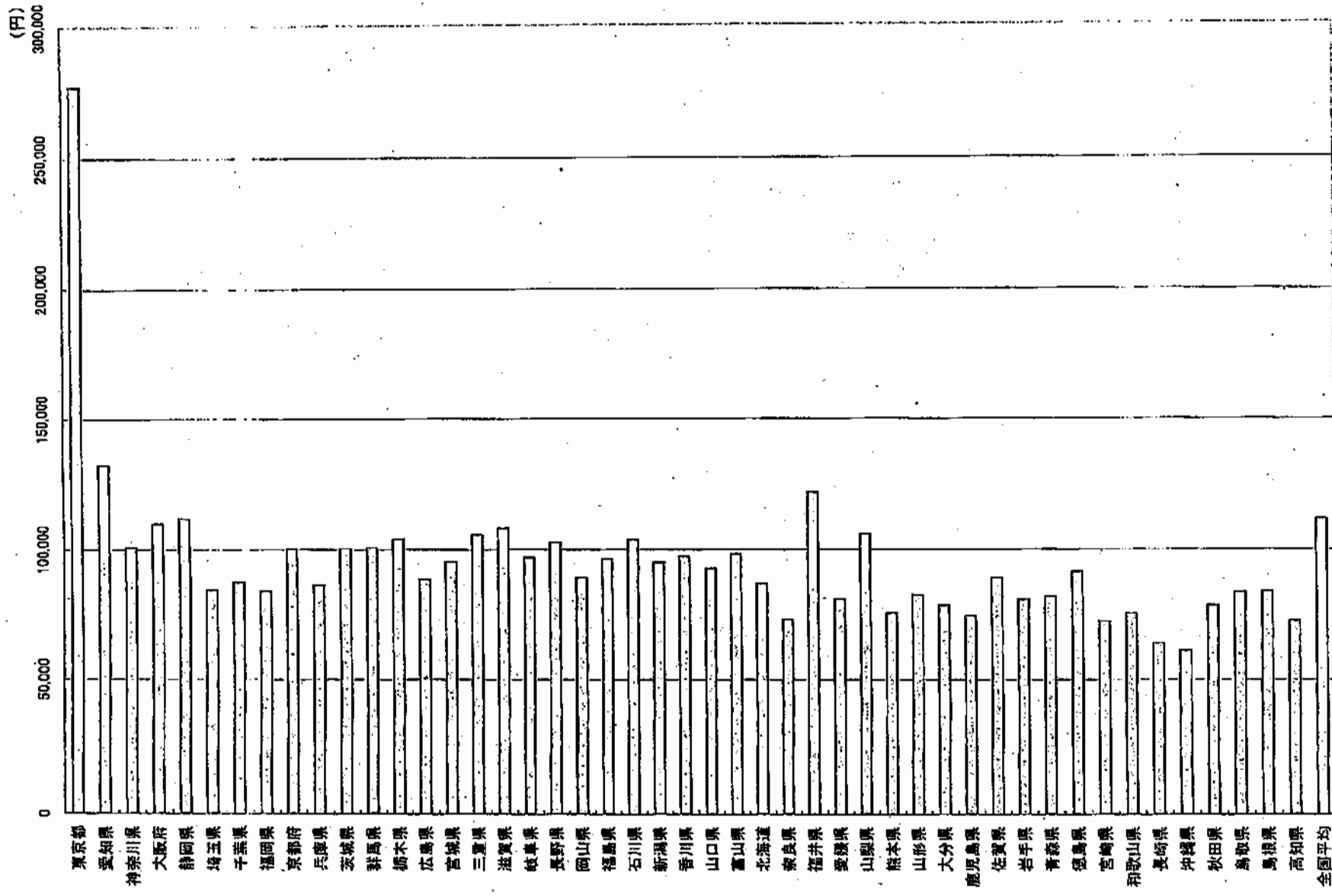
(注2) 普通交付税は、14年度までは最終決定額、15年度は当初算定額である。

○税源偏在の状況(平成13年度)

- ・ 税源は大都市圏に偏在し、特に東京都に集中。
- ・ 主要税目の税収の都道府県別シェアは、人口や県民所得のシェアに比べ、東京都が突出。



地方税収の人口1人当たりの状況(平成13年度決算)



(注1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別
地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである。
(注2) 東京都の地方税については、上記6交付金のほかには特別区新設調整交付金を除き、特別区財政調整交付金を加
えたものである。

自立を目指す地方公共団体、自立できない地方公共団体

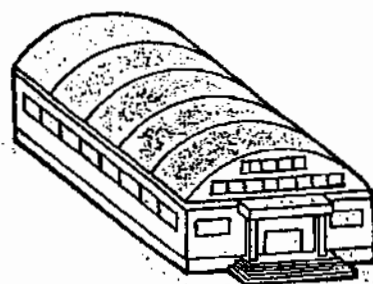
A県は主計官が道路の視察に行った「a村」をはじめ、助役を廃止した「b村」や建設資材を支給することで住民自らが道路改良などを行う取組み（道普請）を進める「c村」など「自立を目指す村」が話題になっているが、一方で、従来型の補助金、交付税に依存するタイプの団体もある。

d村（A県）：地方債、交付税依存の典型例

●県内最小（人口600人余り）の村で過大な箱物事業を展開し、財政融資資金の借入残高だけを見ても約31億円（15年3月末）に達している。

※面積は77km²と山手線の内側（63km²）より大きい。

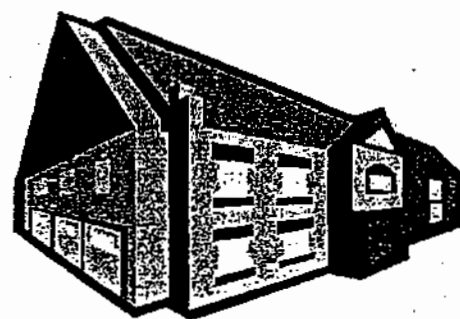
- ・村民一人当りに換算すると借入金残高は500万円超え一人当たりでは関東管内最大。



■ 温水プール

- ・総事業費約3億3600万円
- ・地方債3億円（財政融資資金：後年度交付税措置70%）

25mプール（6レーン）
ウォータースライダー（70m）など。



■ 村役場（ホール、保健センターとの複合施設）

- ・総事業費：10億3千万円
- ・地方債4億7,880万円（財政融資資金：後年度交付税措置70%）
- ・国庫補助等1億200万円

- ・d村村長 「税源移譲もいらないし権限もいらないから交付税だけもらえればよい。」
- ・A県知事 「d村は自律していない村（国の補助金等により「自立」はできていない）で、モラルハザードを起こしている例。このことから合併相手も見つからないと聞いている。このようなモラルハザードを起こさない仕組みを作って欲しい。」

（参考） 財政融資資金地方長期資金等貸付残高の状況
（管内都県市町村人口一人当り残高上位3団体）

	第1位	第2位	第3位
都県	B県 (88万人) 人口一人当り残高 財投貸付残高 47万円 4,129億円	A県 (220万人) 31万円 6,932億円	C県 (246万人) 28万円 6,824億円
市	A県e市 (2.7万人) 人口一人当り残高 財投貸付残高 75万円 198億円	C県f市 (1.7万人) 69万円 119億円	C県g市 (2.8万人) 63万円 175億円
町村	A県d村 (617人) 人口一人当り残高 財投貸付残高 507万円 31億円	D県h村 (197人) 392万円 8億円	A県i村 (1,083人) 368万円 40億円

（注1）（ ）内は平成14年度末の人口

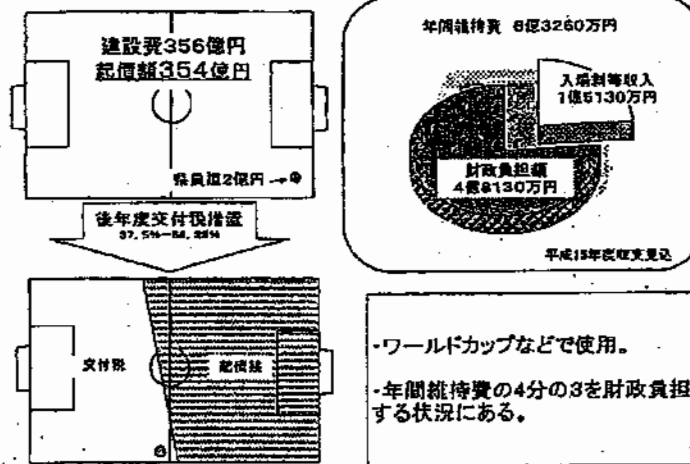
（注2）財投貸付残高は平成14年度末

- ・A県知事 「A県やA県の村がこんなに借りているとは知らなかった。どうやったら返せるのか考えなくてはいいけないが、財政破綻というハードランディング以外に思いつかぬ。」

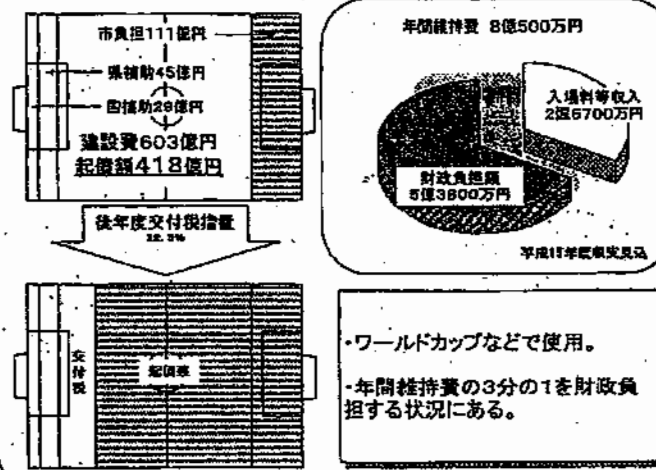
ワールドカップやオリンピックなど国際的なイベントの会場となった地域で、大会終了後の施設維持管理等が自治体の財政負担になっている。

■ワールドカップ会場

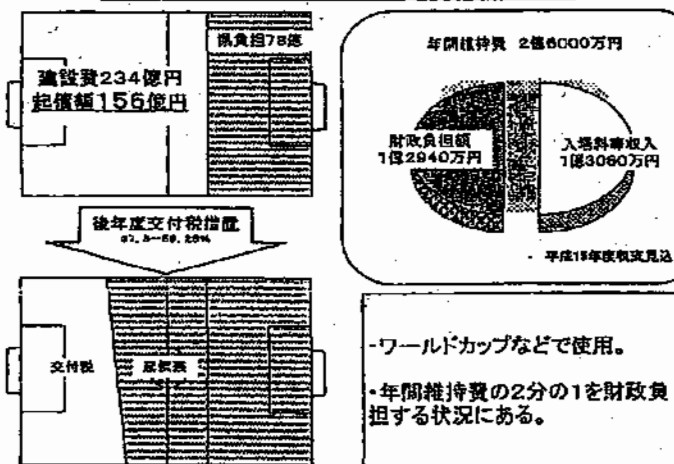
aスタジアム (a県)



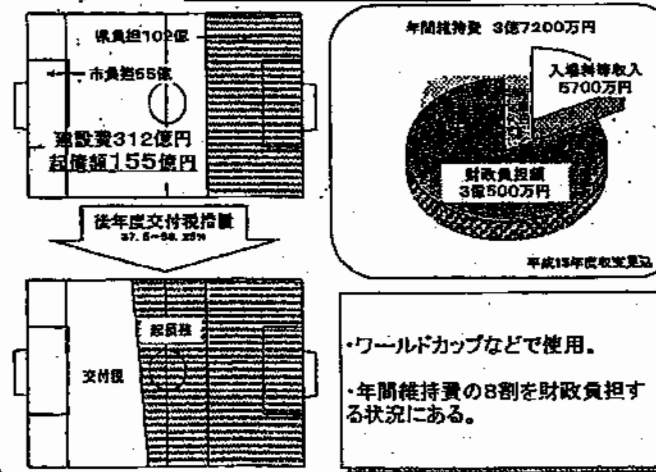
b競技場 (b市)



cスタジアム (d県)



eスタジアム (e県)



■競技会場



f施設年間総維持費 11億5480万円

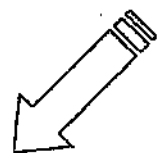


【現行】

一人当たり地方税収

不交付団体

交付団体



一人当たり地方税収

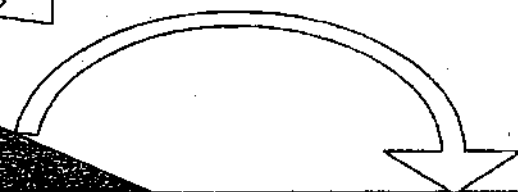
不交付団体

交付団体

一人当たり地方税収

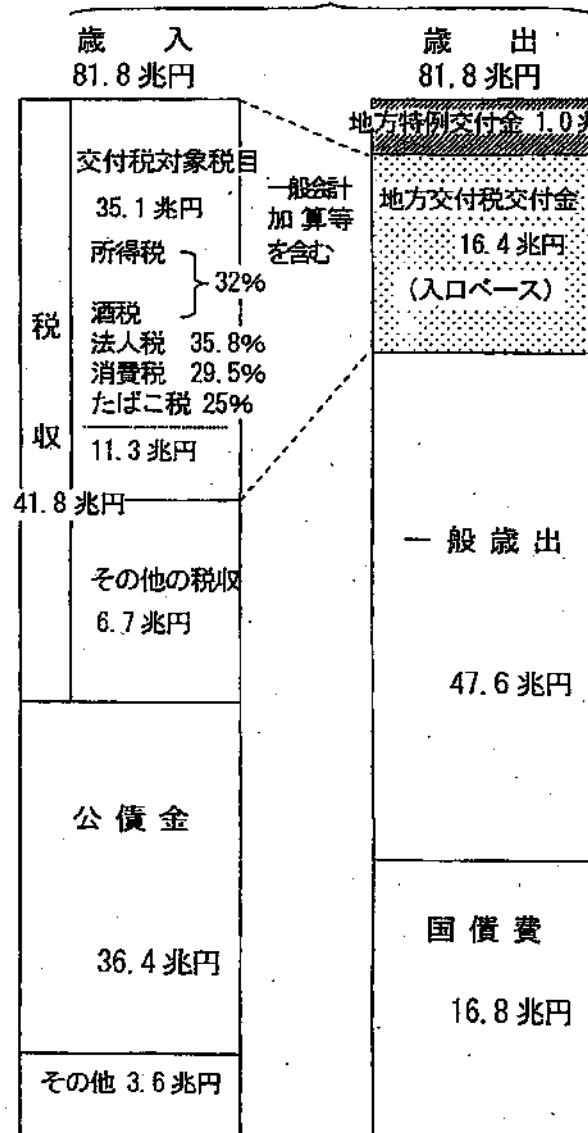
拠出団体

交付団体

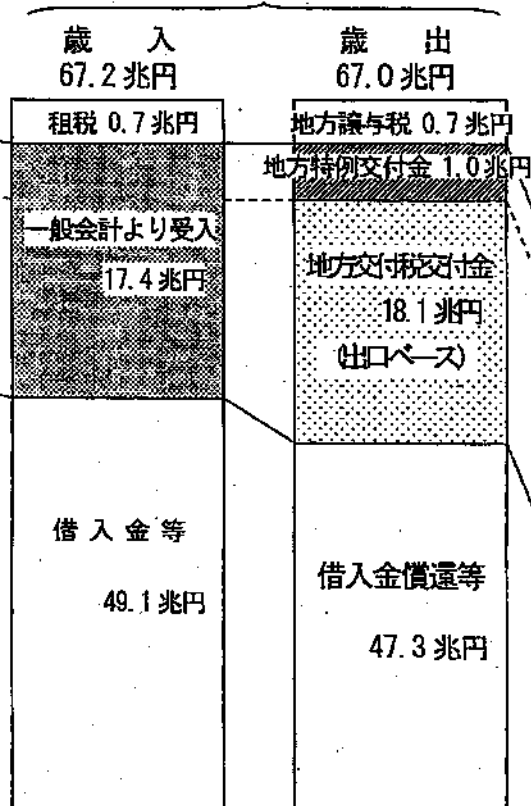


国の予算と地方財政計画との関係 (平成15年度ベース)

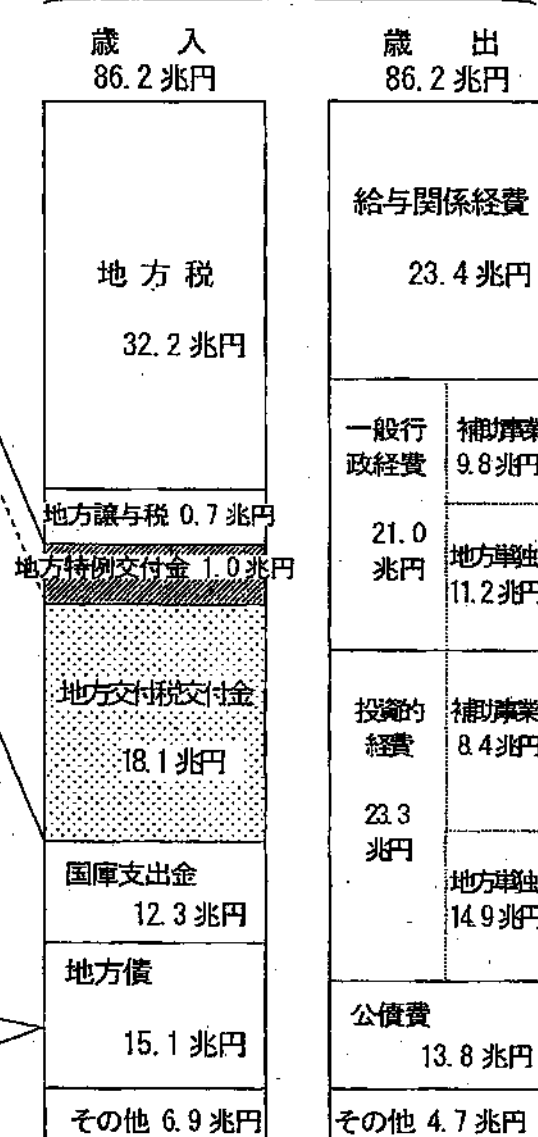
一般会計



交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)



地方財政計画



うち臨時財政対策債(赤字地方債) 5.9 兆円。

後年度元利償還費を基準財政需要額に100%算入。

平成15年度地方財政対策のポイント

1. 地方歳出総額の縮減

～ 地方財政収支見通しの歳出総額について2年連続の削減

- 地方財政計画のベースとなる地方財政収支見通しについて、「基本方針2002」等を踏まえて、各歳出項目について徹底した見直しを行った。
- この結果、地方財政の歳出総額を約▲1,4兆円減の約86,2兆円とした(▲1,5%)ところである。
これは、地方財政の縮減規模としては、過去2番目のものであり、地財計画を通じた交付税の財源保障機能を縮小。

- 主な歳出項目は、以下のとおり。

〔地方財政収支見通し(歳出)〕

(単位:億円程度、%)

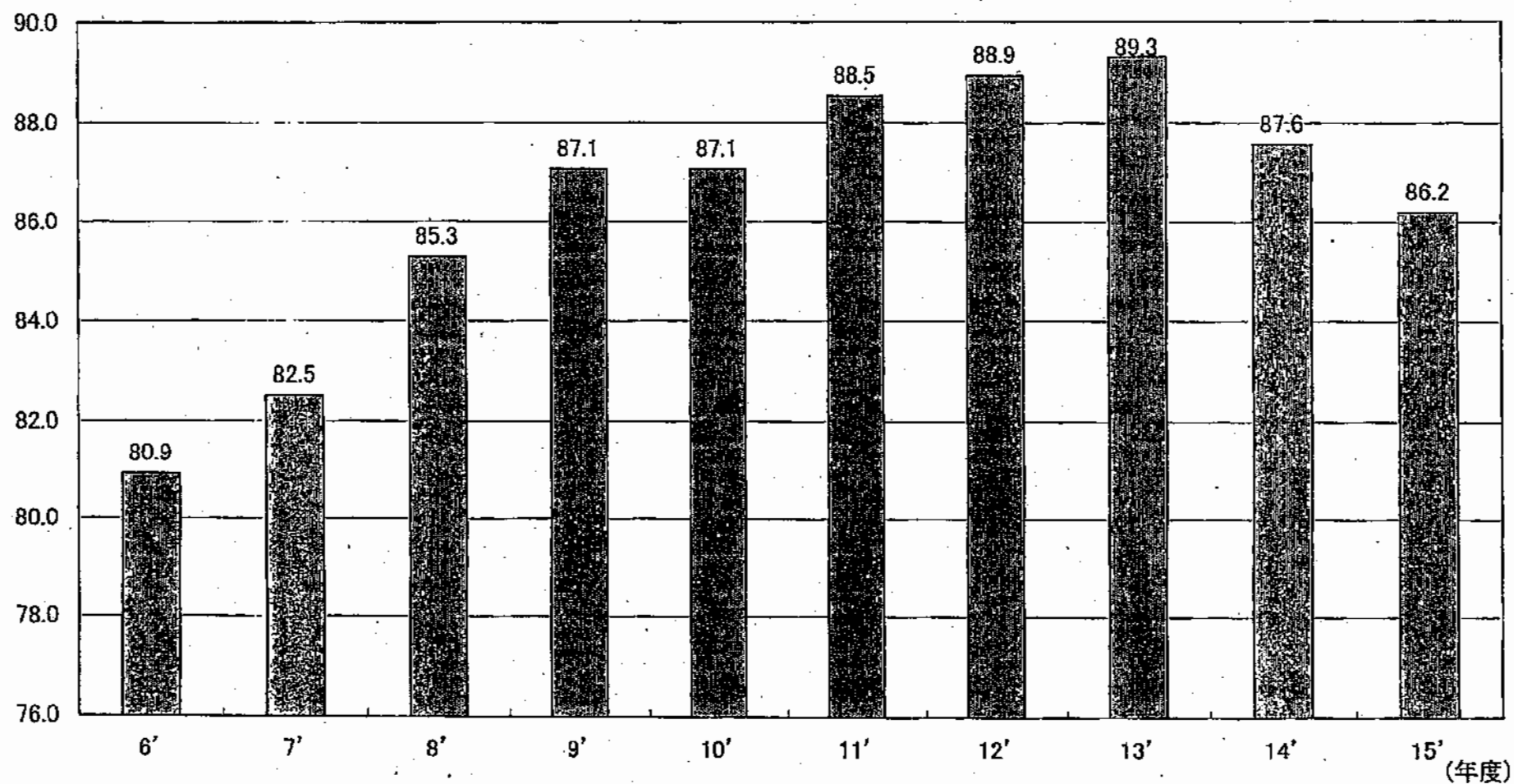
	15年度	増▲減額	伸 率	備 考
歳 出 規 模	862,100	▲13,600	▲ 1.5	過去2番目の減額
〔主要歳出項目〕				
一般行政経費(単独)	111,800	▲ 400	▲ 0.3	過去最大の減額
公 債 費	137,700	+ 3,400	+ 2.5	伸率を大幅に抑制
維持補修費	10,100	▲ 100	▲ 0.6	過去最大の減額
投資的経費(単独)	148,800	▲ 8,700	▲ 5.5	過去3番目の減額
給与関係経費	234,500	▲ 2,500	▲ 1.1	過去最大の減額
公営企業繰出金	32,100	▲ 100	▲ 0.4	過去3番目の減額

〔参考〕主な歳入項目(地方財政収支見通し)

	15年度	増▲減額	伸 率	備 考
地 方 税	321,700	▲20,800	▲6.1	過去2番目の減額
地 方 交 付 税	180,700	▲14,800	▲7.5	過去最大の減額
地 方 債	150,700	+24,200	+19.2	過去最高額

地方歳出の推移(地方財政計画)

(兆円)



2. 通常収支財源不足対策の交付税特会借入れ完全解消

～ 平成13年度から3年で財源不足対策の見直し措置を完了

- 地方財政対策における通常収支の財源不足対策は、平成12年度まで国・地方折半負担の交付税特会借入れにより対応してきた。
- 平成13年度からは、国・地方の財源不足対策への責任を明確化し、地方歳出の効率化を図る観点から、段階的に上記借入れを縮減してきたところである。
- (注) 交付税特会借入れの縮減分については、国負担分を一般会計からの繰入（特例加算）により、地方負担分を臨時財政対策債（特例地方債）の発行により、それぞれ対応している。
- 平成15年度においては、こうした通常収支の財源不足対策の見直し措置を完了し、上記特会借入れを完全に解消した。

	12年度	13年度	14年度	15年度
通常収支財源不足額(折半対象)	6.5兆円	5.7兆円	8.4兆円	11.1兆円
上記特会借入額	6.5兆円	2.9兆円	2.1兆円	0
一般会計特例加算額	0	1.4兆円	3.1兆円	5.5兆円
臨時財政対策債発行額(注)	0	1.4兆円	3.1兆円	5.5兆円

(注) 臨時財政対策債発行額は、前年度補正対策による特会借入金の前還及び臨時財政対策債の利息等充当分を除く。

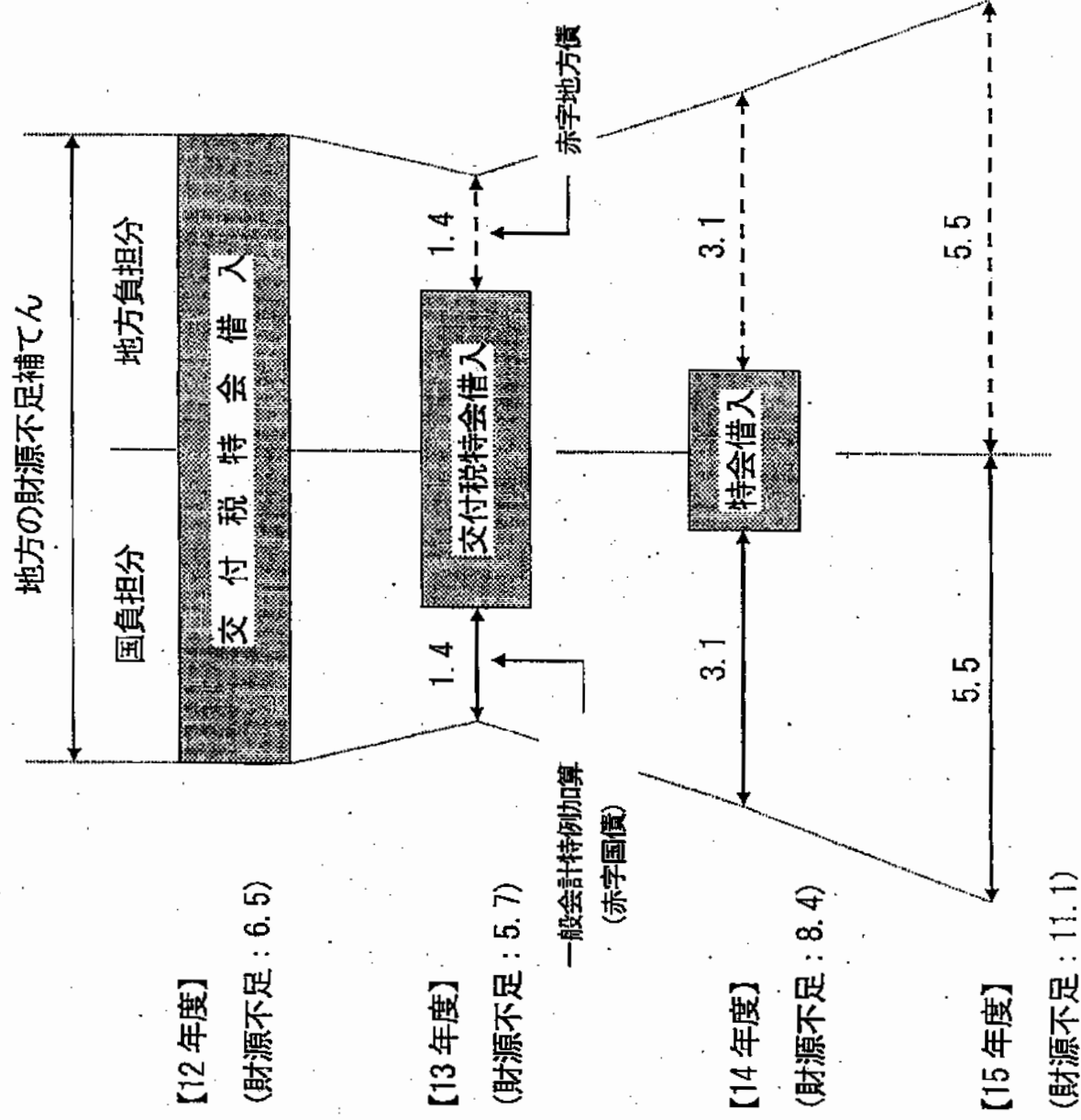
(参 考) 通常収支見通し

平成15年度の地方財政における通常収支見通しにおいては、地方税の減収や国税の減収に伴う地方交付税交付金の法定率分の減少に伴って、財源不足額は約13.4兆円（14年度10.7兆円）（利息等に伴う臨時財政対策債分（約0.3兆円）（14年度約0.1兆円）を含む。）に拡大する。これは、過去最大の財源不足額である。

上記の額から利息等に伴う臨時財政対策債分を除いた額（約13.1兆円（14年度約10.6兆円））に対する措置としては、建設地方債（財源対策債）の増発等約2.0兆円（14年度2.2兆円）を除いた残額（約11.1兆円（14年度8.4兆円））について、国と地方が折半して対応し、国負担分については一般会計からの繰入（特別加算）約5.5兆円（14年度3.1兆円）により、地方負担分については臨時財政対策債の発行（約5.5兆円（14年度3.1兆円））により措置することとしている。

地方の折半対象財源不足の補てんスキーム

(単位：兆円)



地財対策における制度改正（13年度～15年度）の概念図

（単位：兆円）

【12年度】

財源不足
(9.9兆円)

財源対策債（地方債の増発）
(2.4)

法定加算（一般会計繰入）
(0.9)

交付税特会借入（地方負担）(3.2)

交付税特会借入（国負担）(3.2)

<1/2>

<1/2>

【13年度】

財源不足
(8.9兆円)

財源対策債（地方債の増発）
(2.5)

法定加算（一般会計繰入）
(0.6)

臨時財政対策債（地方債の増発）
(1.4)

交付税特会借入（地方負担）(1.4)

交付税特会借入（国負担）(1.4)

<1/4>

<1/4>

<1/4>

特例加算（一般会計繰入）
(1.4)

<1/4>

【14年度】

財源不足
(10.6兆円)

財源対策債（地方債の増発）
(1.9)

法定加算（一般会計繰入）
(0.3)

臨時財政対策債（地方債の増発）
(3.1)

交付税特会借入（地方負担）(1.0)

交付税特会借入（国負担）(1.0)

<3/8>

<1/8>

<1/8>

特例加算（一般会計繰入）
(3.1)

<3/8>

【15年度】

財源不足
(13.1兆円)

財源対策債（地方債の増発）
(1.8)

法定加算（一般会計繰入）
(0.2)

臨時財政対策債（地方債の増発）
(5.5)

特例加算（一般会計繰入）
(5.5)

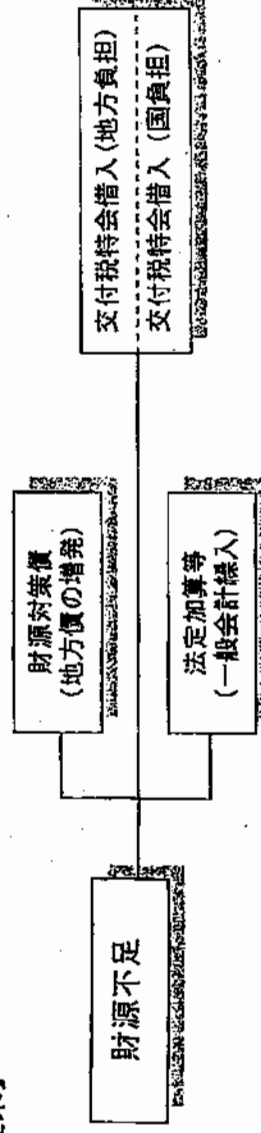
<1/2>

<1/2>

地方財政制度改正（13年度～15年度）の概念図

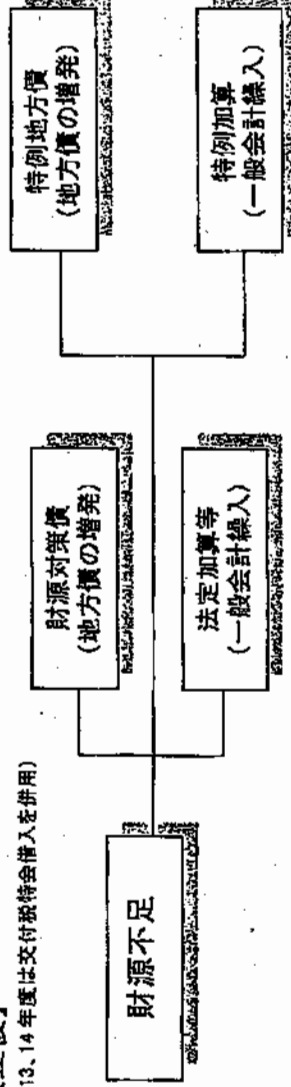
財源不足の処理

【従来】

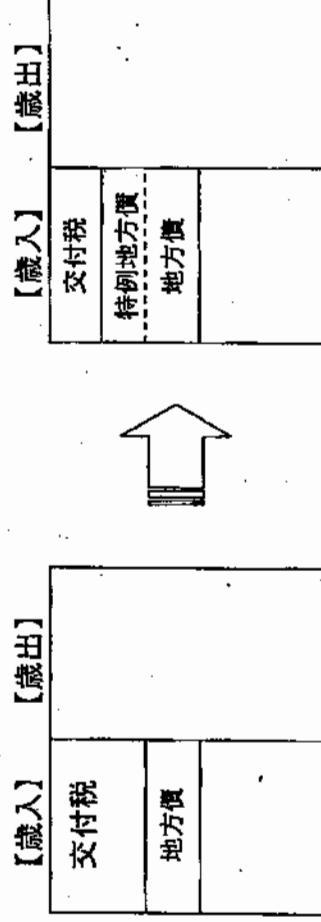


【改正後】

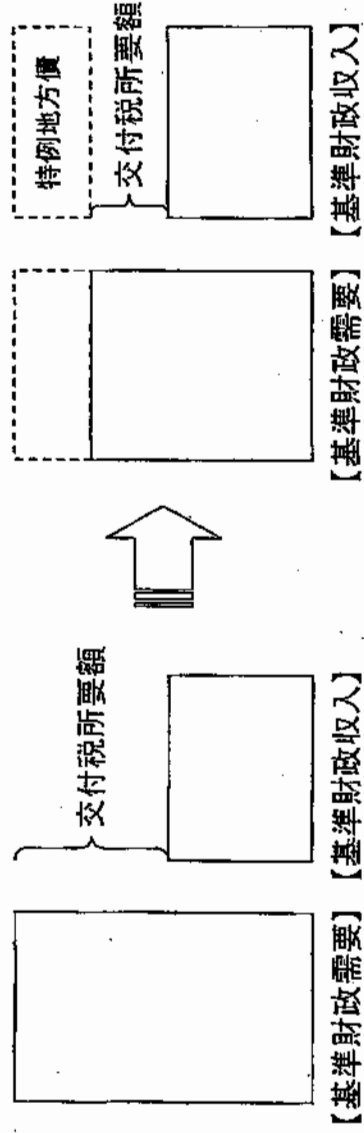
(13、14年度は交付税特会借入を併用)



○地方財政計画上の変化



○個別団体との関係



3. 地方交付税総額の抑制

～ 巨額の増加要因を抱えながら、歳出削減等により地方交付税総額を抑制

○ 一般会計ベースの地方交付税総額については、以下のとおり巨額の一般会計負担増加要因が存在。

- ① 交付税特会借入れの解消による影響
折半対象財源不足額に対する交付税特会借入れの解消に伴い、一般会計からの繰入（特例加算）が増額。

⇒ 約1.4兆円の一般会計負担増加要因（折半対象財源不足の1/8）

- ② 地方税収の落ち込みに伴う財源不足額の拡大

○ 他方で、地方財政収支見通しの歳出総額の抑制（削減総額約▲1.4兆円）等により、地方交付税の総額を＋0.3兆円の伸びに抑制。

14年度 15年度

地方交付税 16.1兆円 → 約16.4兆円（対前年比約＋0.3兆円、約＋1.8%）

（一般会計ベース）

（注）地方特例交付金は、14年度 0.9兆円→15年度 約1.0兆円

○ 交付税特会借入れの解消による影響（約1.4兆円）を除いた実質ベースでは、地方交付税（一般会計ベース）を約▲1.1兆円削減。

○ 特会出口ベースの地方交付税についても、交付税特会借入れの解消、地方財政歳出総額の抑制等の効果で総額を大幅に縮減（過去最大の縮減額）し、地方公共団体に効率的財政運営を求める形となっている。

14年度 15年度

地方交付税 19.5兆円 → 約18.1兆円（対前年比約▲1.5兆円、約▲7.5%）

（特会出口ベース）

4. 歳出の計画的抑制目標の設定

～ 地方財政計画の歳出の計画的抑制を図り、財源不足額圧縮と交付税総額抑制を図る

○ 総務省は、「改革と展望」の期間中（平成18年度まで）における地方独自でコントロール可能な地方歳出の計画的な抑制等について公表。

（1）給与関係経費

定員の計画的削減と増員の抑制により、平成18年度までの4年間で地方財政計画計上人員を4万人以上純減

（2）投資的経費（地方単独事業）

平成18年度までの4年間で逐次、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前（平成2～3年度）の水準を目安に規模を抑制

平成14年度計上額 157,500億円

→ 4年間で3兆円程度を縮減（毎年平均▲5%程度）

（3）一般行政経費等

一般行政経費等の地方単独経費については、平成18年度までの各年度を通じ、現在の水準を上回らないよう抑制

5. その他

（1）恒久的な減税の影響額（平成11年度に対応措置を法定）（約3,2兆円）

① 地方税の減税の影響 約1,8兆円

→ 国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置、法人税の交付税率の引上げ（3,8%）、地方特例交付金及び減税補てん償により対応。

② 国税の減税の地方交付税への影響 約1,4兆円

→ 交付税特会借入金（国・地方折半）等により対応。

(2) 交付税の算定方法の見直し

道府県分について留保財源率の引上げ(20%→25%)を行うとともに、引き続き事業費補正及び段階補正について見直しを行う。

(3) 国庫補助負担金の廃止縮減の影響額(約0.6兆円)

義務教育費国庫負担金等の国庫補助負担金の一般財源化に伴い、地方において必要となる財源(約0.2兆円)については、暫定措置として1/2を地方特例交付金により、1/2を地方交付税(交付税特会借入金(国:地方=3:1)による)により、対応。

これ以外の廃止縮減する国庫補助負担金(約0.3兆円)については、スリム化を図る。

(4) 13年度決算による地方交付税の精算額(約0.6兆円)

決算での国税減収に伴う地方交付税の精算減については、近年、特例的に先送りして10年分割で減額してきたが、13年度決算による地方交付税の精算額(約0.6兆円)については、地方交付税法の規定に従い、15年度に全額を減額する。

(5) 今回の税制改革の影響額(約0.7兆円)

① 地方税の先行減税の影響額 約0.2兆円

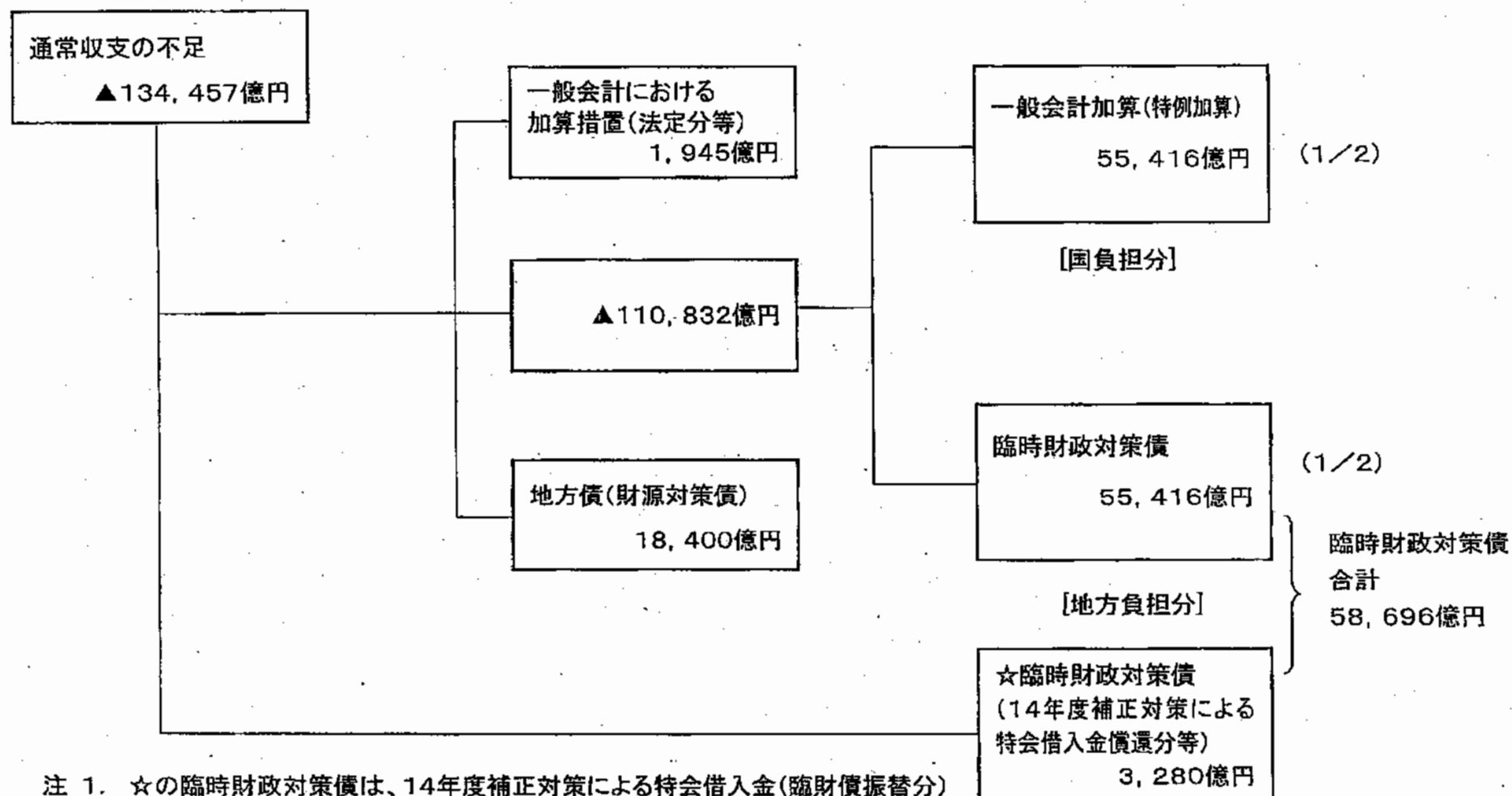
→ 地方債(後年度の地方税増収で償還)により対応。

② 国税の先行減税の地方交付税への影響額 約0.4兆円

→ 交付税特会借入金(後年度の国税増収に伴う特会入口ベースの地方交付税の増収で償還)により対応。

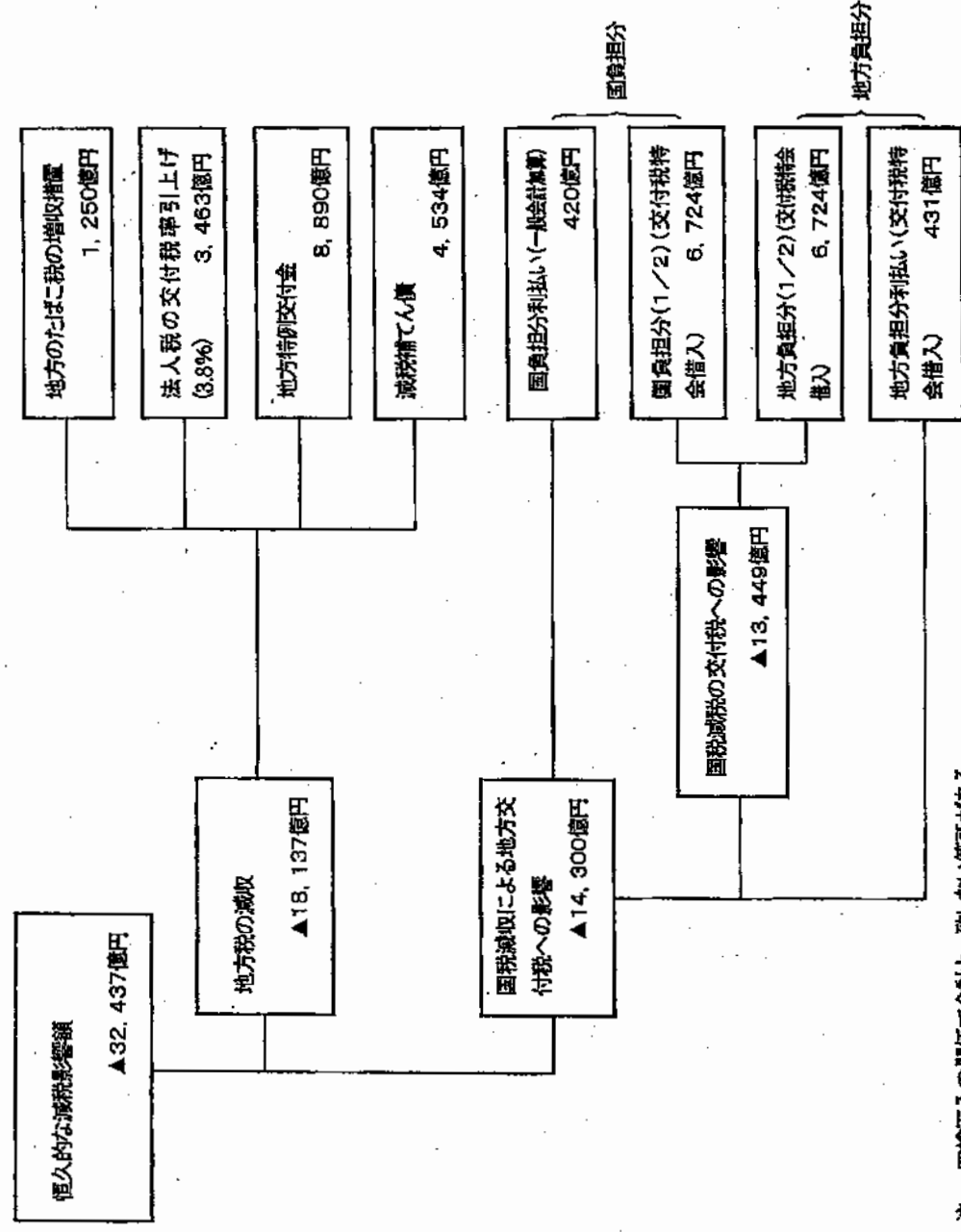
平成15年度地方財政対策の概要

(恒久的な減税影響分を含まず)



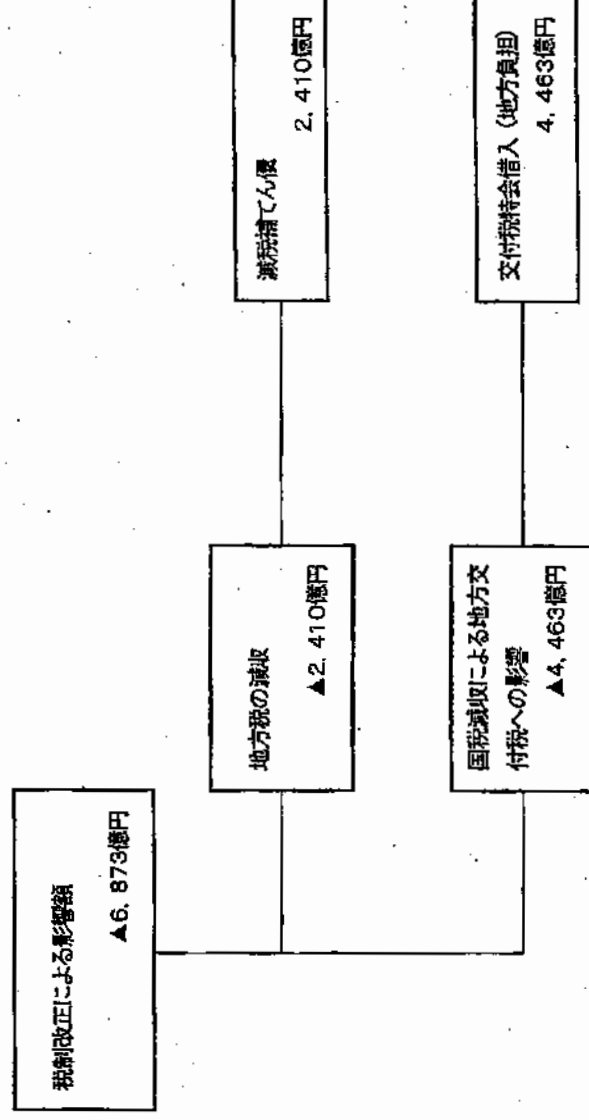
- 注 1. ☆の臨時財政対策債は、14年度補正対策による特会借入金(臨財債振替分)の償還、臨時財政対策債の利払い充当分等である。
2. 四捨五入の関係で合計と一致しない箇所がある。

平成15年度 恒久的な減税に係る補てん措置

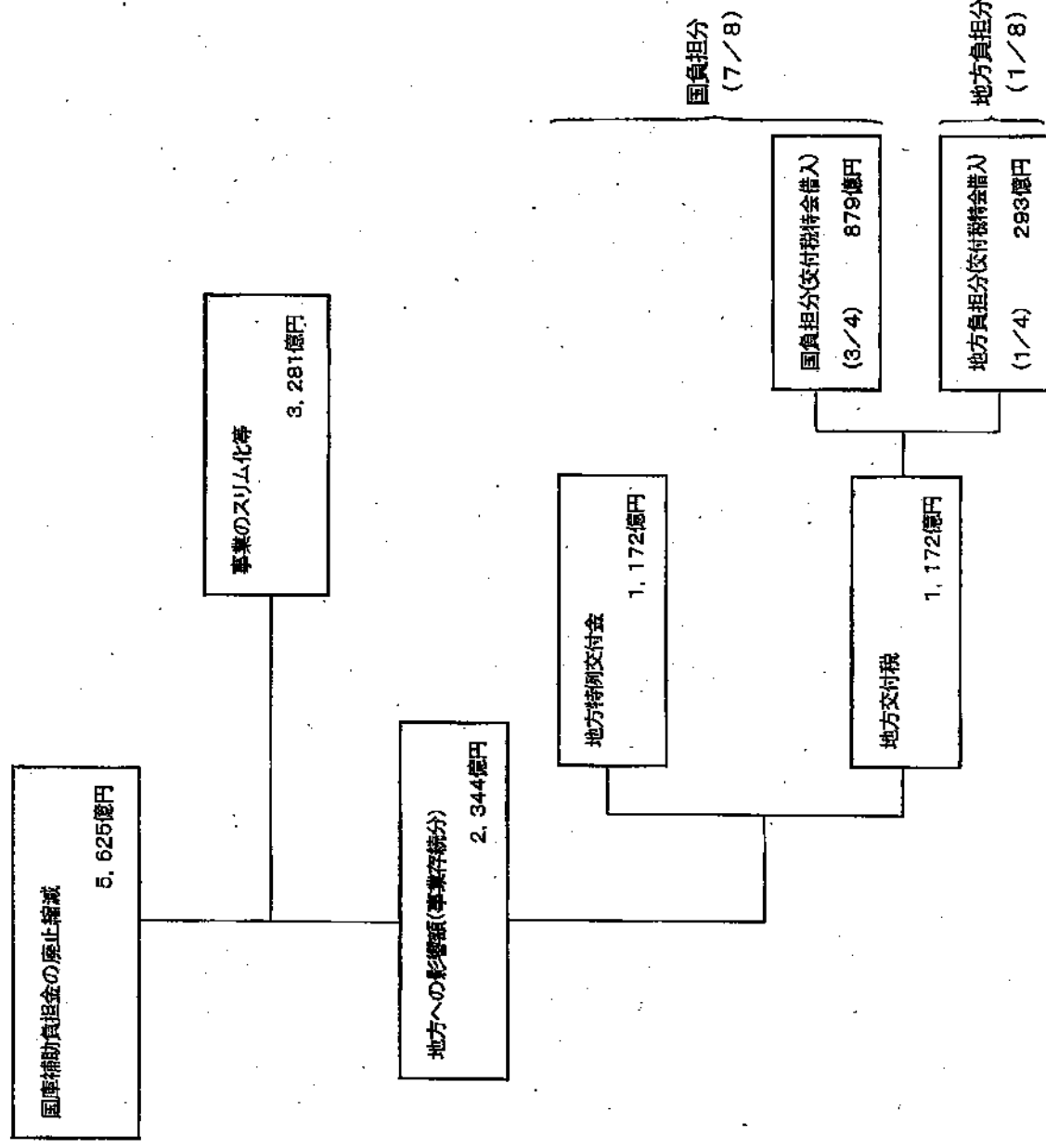


社、四増五入の関係で合計と一致しない箇所がある。

平成15年度税制改正による減収に係る補てん措置



平成15年度 国庫補助負担金の廃止縮減に伴う財源措置



注1. 上記の「地方への影響額(事業存続分)2,344億円」は、地方の普通会計影響分である。

2. 国負担分の特会借入金に係る利子(4億円)については、別途一般会計加算により対応している。

3. 上記の「国庫補助負担金の廃止縮減5,625億円」は、義務教育費国庫負担金の一般財源化(15年度所要見込額2,184億円)、公共事業関係の削減(2,625億円)及び国庫補助金の削減(一般会計分1,883億円)から公共事業関係費との重複分(1,067億円)を除いたものの合計額である。

平成15年度予算における国と地方の三位一体改革

1 国庫補助負担金 (▲5,600億円削減)

- 義務教育費国庫負担制度 (▲2,200億円)
 - ・ 負担対象経費の縮減 (共済費長期給付等について一般財源化)
 - ・ 国の関与の縮小により地方の裁量を高める
- 公共事業関係の補助負担金 (▲2,600億円)
 - ・ 公共事業全体の削減率を上回る削減
 - ・ 市町村道に対する国の補助の原則廃止 (広域的効果・合併支援・都市再生等特別な観点から助成するものに限定)
 - ・ 採択基準の引上げ等
- 奨励的補助金の削減 (▲1,900億円) (重複1,100億円)
- 社会保障関係の補助金の一般財源化 (▲160億円)
- 農業委員会交付金等の縮減 (▲40億円)
- 統合補助金の対象事業の拡充 (8件 (800億円) 創設)

2 交付税改革

○ 地方財政計画歳出の計画的抑制

「改革と展望」の期間中に、定員 (4年間で4万人の純減) や地方単独事業 (4年間で約3兆円の削減) 等、地方財政計画歳出の計画的抑制を図る。

- 地方財政計画の規模抑制による地方交付税総額の抑制

3 税源移譲を含む税源配分の見直し

- 上記の国庫補助負担金の削減、交付税改革とあわせて、市町村道に対する国の補助の原則廃止、高速道路整備における地方負担の導入を踏まえ、自動車重量税の地方譲与割合を引上げる (1/4→1/3。平年度930億円)。

最近の税収の推移

(単位: 億円、%)

年 度	国		地 方		税 収 比	
	税 収	伸び率	税 収	伸び率	国	地 方
62	478,068 [100.0]	11.6	272,040 [100.0]	10.5	63.7	: 36.3
63	521,938	9.2	301,169	10.7	63.4	: 36.6
元	571,361	9.5	317,951	5.6	64.2	: 35.8
2	627,798	9.9	334,504	5.2	65.2	: 34.8
3	632,110	0.7	350,727	4.8	64.3	: 35.7
4	573,964	▲ 9.2	345,683	▲ 1.4	62.4	: 37.6
5	571,142	▲ 0.5	335,913	▲ 2.8	63.0	: 37.0
6	540,007	▲ 5.5	325,391	▲ 3.1	62.4	: 37.6
7	549,630	1.8	336,750	3.5	62.0	: 38.0
8	552,261	0.5	350,937	4.2	61.1	: 38.9
9	556,007	0.7	361,555	3.0	60.6	: 39.4
10	511,977	▲ 7.9	359,222	▲ 0.6	58.8	: 41.2
11	492,139	▲ 3.9	350,261	▲ 2.5	58.4	: 41.6
12	527,209	7.1	355,464	1.5	59.7	: 40.3
13	499,684	▲ 5.2	355,488	0.0	58.4	: 41.6
14	462,828	▲ 7.4	334,214	▲ 6.0	58.1	: 41.9
15	438,566 [91.7]	▲ 5.2	326,298 [119.9]	▲ 2.4	57.3	: 42.7

(注) 1. 国税は特別会計分を含み、平成13年度までは決算額、14年度は補正後予算額、15年度は予算額である。

2. 地方税は平成13年度までは決算額、14年度は実績見込額、15年度は見込額である。

交付税特会借入金残高の推移

(単位：億円)

年度	交付税特会 借入金残高	うち国負担分	うち地方負担分
50	12,879	7,279	5,600
51	26,020	13,850	12,170
52	36,256	17,571	18,685
53	51,396	25,174	26,222
54	71,640	34,651	36,989
55	76,971	36,420	40,551
56	78,730	37,942	40,788
57	96,261	48,892	47,369
58	115,219	58,278	56,941
59	56,941	0	56,941
60	56,941	0	56,941
61	61,444	0	61,444
62	59,139	0	59,139
63	47,302	0	47,302
元	29,846	0	29,846
2	15,221	0	15,221
3	6,733	0	6,733
4	21,859	0	21,859
5	37,956	0	37,956
6	74,326	0	74,326
7	116,857	0	116,857
8	153,754	10,226	143,529
9	171,444	19,308	152,137
10	211,857	33,985	177,872
11	300,437	78,245	222,192
12	381,318	118,685	262,633
13	425,978	140,675	285,303
14	466,561	159,317	307,243
15	485,277	166,921	318,357

(注) 計数は、13年度までは実績、14年度は補正後見込、15年度は当初ベース

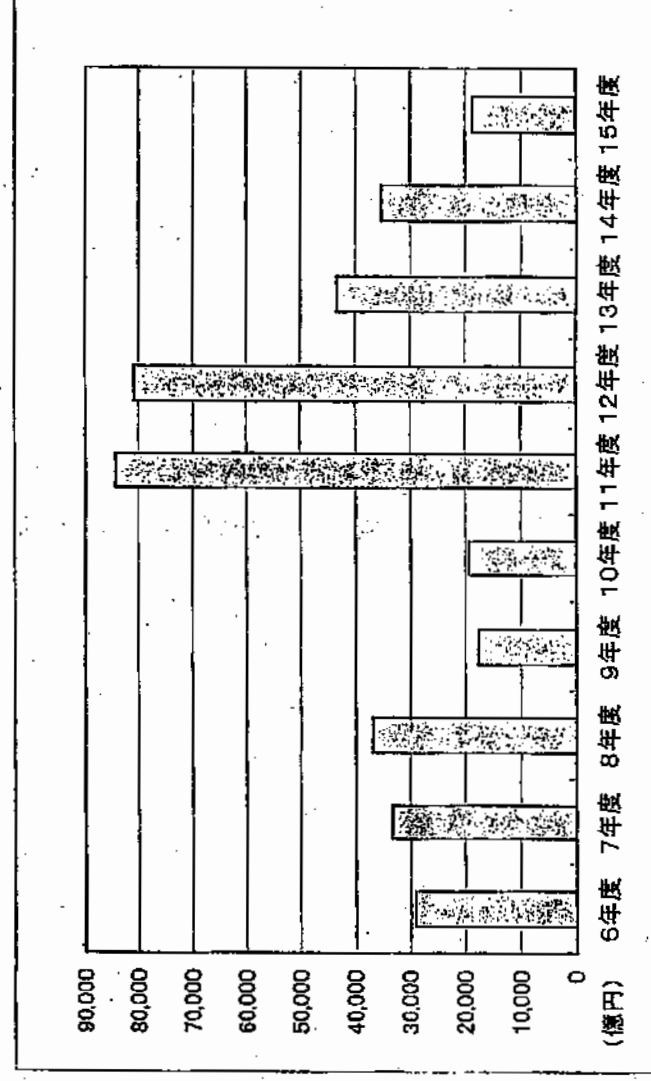
最近10年間の新規借入金の推移

(単位：億円)

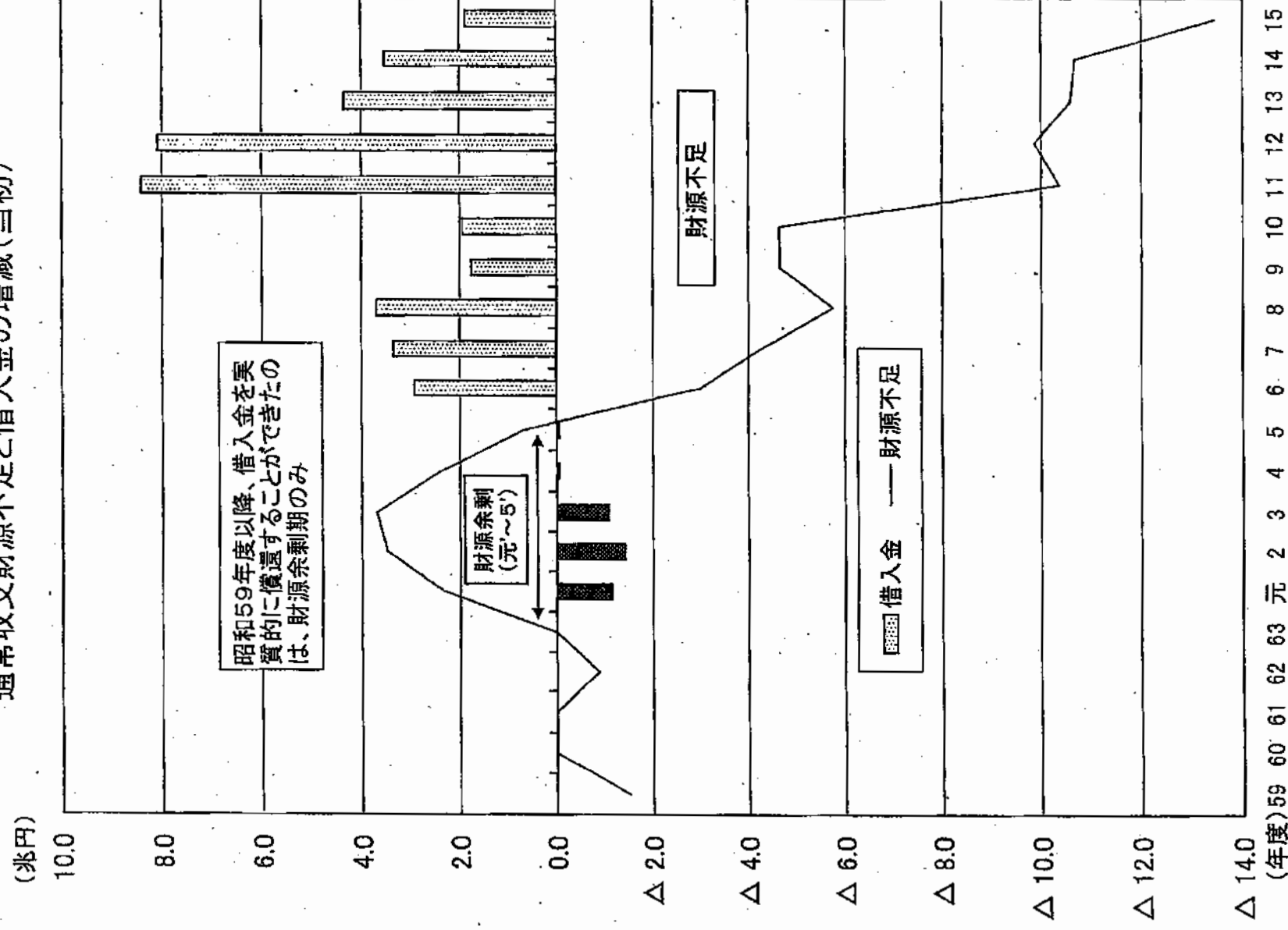
	新規借入金	増減
6年度	29,179	
7年度	33,399	4,220
8年度	36,897	3,498
9年度	17,690	▲19,207
10年度	19,457	1,767
11年度	84,193	64,736
12年度	80,881	▲3,312
13年度	43,487	▲37,394
14年度	35,258	▲8,229
15年度	18,717	▲16,541

(注)

1. 計数は、当初予算ベース
2. 「新規借入金」は、当該年度の新規借入金の額から当該年度の借入金償還額を控除した額である。



通常収支財源不足と借入金の増減(当初)



(注) 「借入金」は、各年度の新規借入金の額から借入金の償還額を控除した額である。

財源保障システムの制度的な担保

地方財政計画

歳 出

給与関係経費
一般行政経費
投資的経費
公債費
等

歳 入

地 方 税
国庫支出金
等

地方交付税
通常分

財源不足

地方交付税通常分の10%以上となる状況
が2年連続3年目以降も続くと思込まれる
場合



○地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正
又は
○交付税率の変更

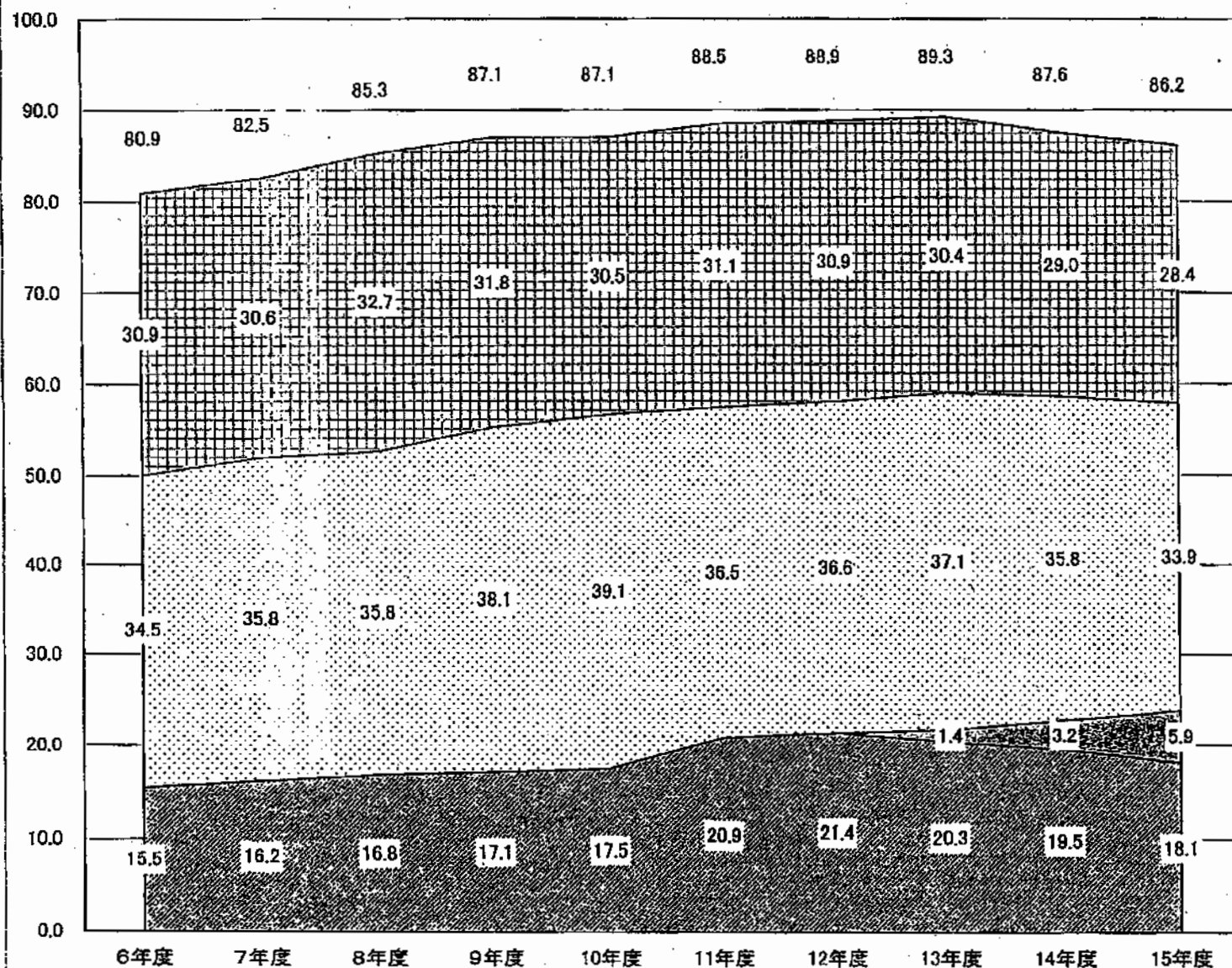
財源保障機能を制度的に担保

(参考) 地方交付税法第6条の3第2項

毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率の変更を行うものとする。

(兆円)

地財計画上の歳入構造の推移



☐ その他
☐ 地方税等
☐ 臨時財政対策債
☐ 地方交付税

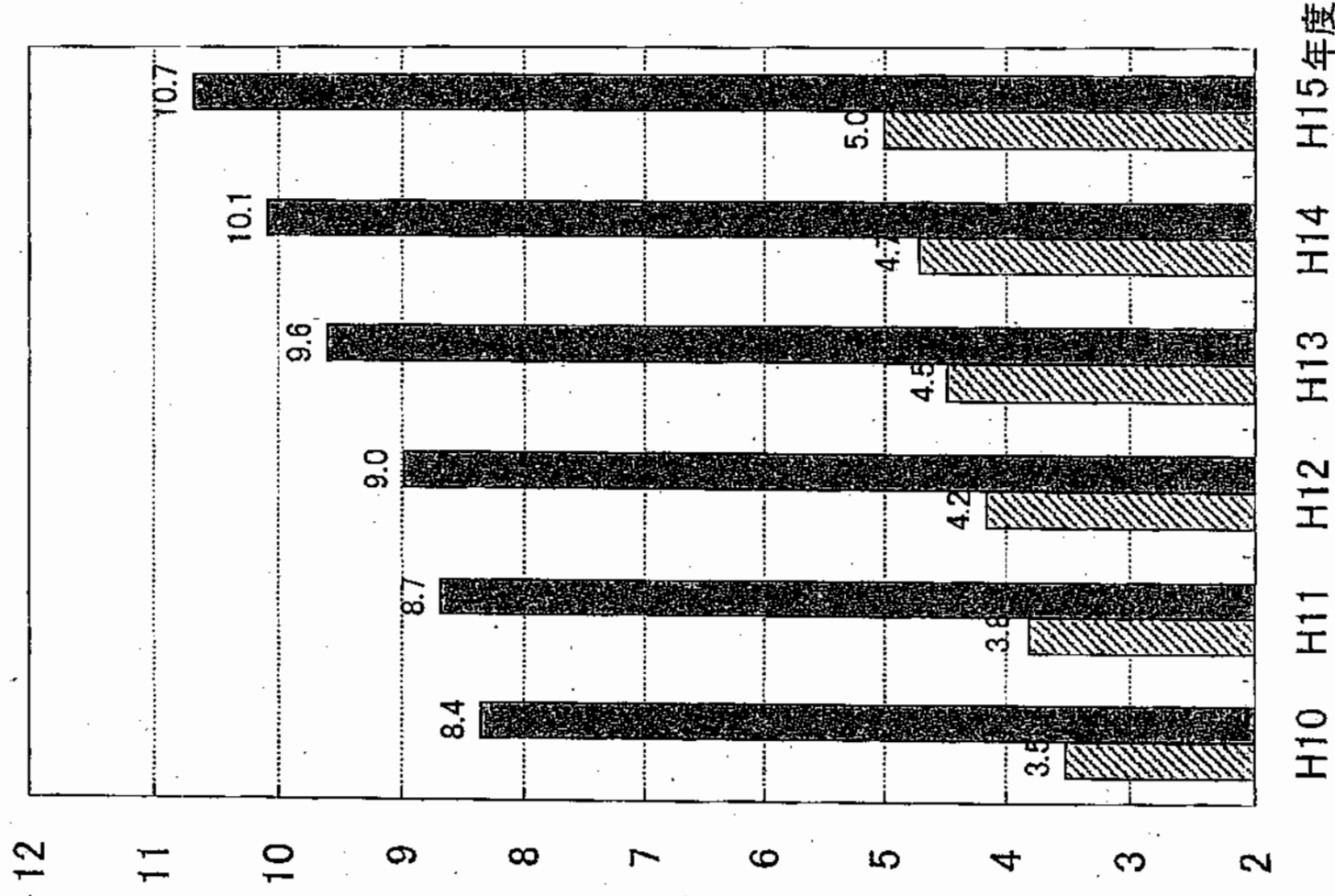
(参考) 平均値

	6～10	11～15
地方税等	36.6	36.0
交付税	16.6	20.0
臨時債	-	2.1
その他	31.3	30.0
計画規模	84.6	88.1

(注)「地方税等」は地方税、地方譲与税及び地方特例交付金の合算額、「その他」は、国庫支出金、地方債(臨時債を除く)、使用料・手数料及び雑収入の合算額である。

社会保障関係の国費・地方費の推移

兆円



▨ 地方費(地財計画における厚生労働省所管分)

▨ 国費(地方向け補助金(一般会計)のうち社会保障関係費)

地方税の税率一覧

(道府県税)

税 目	税 率 の 種 類	制 限 税 率 の 有 無	摘 要
道府県民所得割	標準税率 (700万以下 2%) (700万超 3%)	無	平成9年度までは 届出制
個人均等割	標準税率 (1,000円)	無	
個人配当割	一定税率 (5%) (平成18年1月1日～平成20年3月31日の間は 3%)	有 (創設時より) (6%)	
株式等譲渡所得割	一定税率 (5%) (平成18年1月1日～平成19年12月31日の間は 3%)	無	
法人税割	標準税率 (5%)		
法人均等割	標準税率 (2万円～80万円)		
利子割	一定税率 (5%)		
事業税			
個人	標準税率 (3%～5%)	有 (昭和50年度より) (1.1倍)	昭和48年度までは 届出制
法人	標準税率 (収入金額課税法人 1.3% (所得金額課税法人 5%～9.6%) (注))	有 (昭和50年度より) (1.1倍) 有 (昭和50年度より) (1.1倍) (平成16年度より) (1.2倍)	昭和49年度までは 届出制
地方消費税割	一定税率 (25%) 一定税率 (25%)	無	平成9年度までは 届出制
地方譲渡物税	標準税率 (3%) (平成15年4月1日～平成18年3月31日)		
不動産取得税	一定税率 (1,000本につき 868円) ※平成15年7月1日以降の売渡し等分 1,000本につき 969円		
道府県たばこ税			
ゴルフ場利用税	標準税率 (1人1日につき800円)	有 (昭和52年度より) (1,200円)	
自動車税	標準税率 (定額課税)	有 (昭和51年度より) (1.2倍)	
鉱区税	一定税率		
狩猟者登録税	一定税率 (10,000円、4,500円、3,300円)		
道府県固定資産税	標準税率 (1.4%)		
自動車取得税	一定税率 (営業用自動車及び軽自動車 3% (上記以外のもの 5%)	無	平成9年度までは 届出制
軽油引取税	一定税率 (1klにつき32,100円)		
入猟税	一定税率 (6,500円、2,200円)		
水利地益税	任意税率	無	

(注) 平成15年度より、資本金1億円超の外形標準課税対象法人については、付加価値割0.48%、資本金割0.2%、所得割3.8%～7.2%となる。

(市町村税)

税 目	税 率 の 種 類	制 限 税 率 の 有 無	摘 要
市 町 村 民 得 税	標準税率 (3%、8%、10%)	無	平成10年度改正に おいて、個人の市町 村民税における制限 税率が廃止された。
個人均等割	標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 2,000円 \\ 2,500円 \\ 3,000円 \end{array} \right\}$	無	
法人税割	標準税率 (12.3%)	有 (創設時より) (14.7%)	1.7%を超える一定 の場合は議会の手続 が必要。
法人均等割	標準税率 (5万円～300万円)	有 (創設時より) (1.2倍)	
固定資産税	標準税率 (1.4%)	有 (昭和26年度より) (2.1%)	
軽自動車税	標準税率 (定額課税)	有 (昭和51年度より) (1.2倍)	
市町村たばこ税	一定税率 (1,000本につき 2,668円) ※平成15年7月1日以降の売渡し等分 1,000本につき 2,977円		平成15年度以降は 新たな課税を停止。
鉱 産 税	標準税率 (1%) (200㎡/㎡0.7%)	有 (創設時より) (1.2%) (200㎡/㎡0.9%)	
特別土地保有税	一定税率 (土地の所有 1.4% 土地の取得 3%)		
入 湯 税	標準税率 (1人1日 150円)	無	
事業所 税	一定税率 賃 産 割 500円/㎡ 従業員割 0.25/100		
都市計画 税	制限税率 (0.3%)	有 (創設時より) (0.3%)	
水利地 税	任意税率	無	
共同施設 税	任意税率	無	
宅地開発 税	任意税率	無	

○ 地方税法（抄）

（用語）

第一条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 略

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上の特別の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

Ⅱ. 各 論

1. 国と地方

（1）基本的考え方

国と地方の関係については、「地方にできることは地方で」の原則の下、地方公共団体の自立を基本とした新たな関係の確立が求められており、そのためには、地方公共団体の自己決定の下に自助努力と自己責任による行財政運営を実現することが重要である。その場合、国と地方の役割分担の見直し、国の関与の縮減や行政サービスの水準の見直しに応じて、補助金や地方交付税により財源を手当てする歳出の範囲・水準を見直すこと等により、地方財政における受益と負担の関係を明確化し、地方歳出の効率化・合理化を図っていくことが必要である。

平成 16 年度の地方財政を巡る状況は、引き続き厳しい状況にあるものと考えられる一方、国の財政事情は、極めて危機的な状況にあることに変わりはない。したがって、平成 16 年度予算編成及び地方財政計画の策定に当たっては、国と地方の財政事情を踏まえつつ、以下に述べる考え方に沿って、両者が健全な財政運営を目指していくことが求められている。

（2）地方交付税

- ① 昭和 29 年度に導入された地方交付税制度は、かつて高度成長期には、経済成長に伴う果実を全国に配分することを通じて国土の均衡ある発展に寄与してきた。しかしながら、多くの分野でナショナル・ミニマムが達成されたと考えられる今日では、地方交付税の仕組みは、地方歳出の財源保障を通じ、地方公共団体のコスト感覚を弱め、地方歳出を増加させてきた¹。その結果、地方が国に財政的に依存する状況を作り出すとともに、地方交付税総額の膨張を招き、地方交付税が国の財政の大きな圧迫要因となるという問題が生じている。

- ② このように、国が地方歳出に関与する一方で、地方交付税が地方財政

¹ GDP、国の一般歳出、地方財政計画歳出及び地方交付税の算定の基礎とされる基準財政需要の伸びを比較すると、基準財政需要の伸びが著しい（昭和 59 年度＝100 とすると、平成 14 年度で GDP＝160.3、国の一般歳出＝145.9、地方財政計画歳出＝181.3、基準財政需要額総額＝206.8）。

計画の歳出の財源を保障する仕組みは、増加する地方歳出の裏付けとなり、地方公共団体の自主性を弱めている。したがって、(1)に述べた基本的考え方に沿って地方公共団体の自助努力と自己責任による行財政運営を実現するには、地方交付税制度について、引き続き「自立支援型」の改革を進めていく必要がある。

③ このため、まず、地方財政計画の今後の方向として、歳出を抑制し、歳入は自立自助の観点から増加させる努力を重ねていくことが何より重要である。したがって、地方歳出については、平成16年度以降も引き続き国の歳出の見直しと歩調を合わせ、歳出の各項目にわたって徹底した見直しを行い、これを交付税総額の抑制につなげていくことが必要である。

また、地方の財政運営にモラルハザードをもたしている交付税の財源保障機能（地方の歳出面をも考慮し、歳入と歳出の差額を補てんする機能²）については、将来的には廃止し、税収の偏在に伴う財政力格差を是正する機能（財政調整機能）に限る仕組みとすることが重要であり、これら公共団体における受益と負担の関係を明確化することが重要であり、これによって、地方公共団体に財政規律のインセンティブを与えられることとなる。したがって、この方向での見直しが必要である。このためには、自助努力・自己責任による地方公共団体の財政運営を促す観点から、歳出削減や課税自主権の強化といった歳入歳出両面の自助努力を促す仕組みを工夫していくことを求めたい。

さらに、地方交付税の算定方法についても、簡素化を図るとともに、引き続き事業費補正や段階補正を見直していくことが重要である。

④ 平成15年度予算においては、地方税収の大幅な落ち込み、通常収支に係る交付税特別会計の新規借入金解消に伴う一般会計特例加算の増加といった大幅な地方交付税の増加要因が見込まれた。そのような状況の中で、地方歳出の徹底した見直しにより、地方財政計画の規模を2年連続で大幅なマイナスとすることにより、地方交付税の総額を抑制したことは、地方財政の効率化に向けた取り組みと評価できる。

また、通常収支に係る交付税特別会計の新規借入金を解消し、平成13年度からの財源不足対策の見直し措置を完了したことは、通常収支の財源不足についての責任を一層明確化し、地方財政の効率化と地方交付税の改革を進める観点から、評価できる。

平成16年度には、上に述べた考え方に沿って、引き続き、地方歳出の抑制を通じて交付税総額の抑制など地方財政の効率化に向けた取り組みを行うことを求めたい。

² 財源保障機能は、マクロ的には地方財政計画における歳入と歳出の差額を補てんすること、ミクロ的には各地方自治体の基準財政需要額と基準財政収入額の差額を補てんすることであり、制度的には、地方交付税法第6条の3第2項により担保されている。

(3) 補助金の改革等

① 政府においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定:以下、「基本方針2002」)に基づき、国と地方の三位一体の改革案をとりまとめている³が、国庫補助負担金については、(1)に述べた基本的考え方に基き、まず国と地方の役割分担に応じて事務事業の在り方を見直し⁴、国の関与を縮減するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化・財政の健全化を実現する観点から、改革を行うことが必要である。

即ち、国の関与を縮減し、地方の裁量を拡大する観点から、国庫補助負担金の廃止、縮減、交付金化、統合補助金化等の改革を進めることにより、国庫補助負担金の交付に伴う種々の義務付けを廃止・縮減し、地方における住民ニーズに即した効率的な事業の実施を確保することが重要である。

また、行政が担うべきサービスの範囲・水準を見直し、国・地方を通じた行政のスリム化・財政の健全化を実現する観点から、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進する必要がある。特に、急速な高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性に不安が生じている社会保障の改革に取り組み、給付抑制等により、国庫補助負担金と地方負担の増加を抑制することが重要である。

以上の観点から、各行政分野にわたる国庫補助負担金について、その在り方を抜本的に見直すとともに、「基本方針2002」を踏まえ、数兆円規模を目指して国庫補助負担金の改革に取り組んでいくことが求められている。

② 平成15年度予算においては、義務教育費国庫負担金の共済費長期給付等の一般財源化、国庫補助金の量的縮減をはじめとする国庫補助負担金の整理合理化(5,625億円削減)が図られた。平成16年度予算においては、上記の改革案を踏まえつつ、以下の方針の下、国庫補助負担金の積極的な整理合理化を推進することが求められる。

- ・ 国の関与を縮減し、地方の裁量を拡大する観点から、国庫補助負担金の廃止、縮減、交付金化、統合補助金化等を進める。また、国が関与すべき事業を縮減するとの観点から、補助負担対象の見直しを行う。
- ・ 国庫補助金については、国・地方を通じた行政のスリム化を実現する観点から、新規の補助金を厳に抑制するとともに、原則廃止・縮減

³ 「基本方針2002」において、「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方を三位一体で検討し、…(中略)…改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。」とされている。

⁴ 昨年10月、地方分権改革推進会議において「事務・事業の在り方に関する意見」がとりまとめられ、これを踏まえ、政府において昨年12月に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」がとりまとめられた。さらに、本年5月に地方分権改革推進会議が「意見」のフォローアップを行い、特に重点的に推進すべき項目を提案し、これを踏まえ、政府においては経済財政諮問会議等において検討が進められている。

を図るとの方針の下、引き続き精力的な削減を進める。

- ・ 地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものや人件費補助に係る補助金等については、原則廃止する。

③ 税源配分の見直しについては、「15年度建議」でも指摘したように、国庫補助負担金及び交付税の抜本的改革とともに検討していくことになるが、その際には、国と地方それぞれの財政事情、税源移譲に伴う債務残高の調整、地方の課税自主権発揮の状況、国税が巨額の国債の償還財源であること、税源移譲に伴う税収偏在の拡大傾向、財政構造改革との整合性などを踏まえた検討が必要である。

特に、この場合において、地方公共団体が超過課税の実施など課税自主権を発揮すること、即ち地方公共団体が自らの行政サービスの拡充を自らの負担の増加により賄うことは、受益と負担の関係の明確化という地方自治の基本的考え方からも重要であることに留意すべきである。

(以下略)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日 閣議決定)(抄)

- 「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革
- 国庫補助負担金
 - ・ 地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う
 - ・ このため、18年度までの「改革と展望」の期間において、「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行う
- 地方交付税
 - ・ 地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。
 - ・ 地方財政計画の歳出を徹底的に見直すことにより、地方交付税総額を抑制。この場合、歳入・歳出の両面における地方団体の自助努力を促していくことを進める
 - ・ 9割以上の地方団体が地方交付税の交付団体となっているが、三位一体改革を進めることを通じ、不交付団体(市町村)の人口の割合を大幅に高めていく
- 税源移譲を含む税源配分の見直し
 - ・ 「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する
 - ・ 税源移譲は基幹税の充実を基本に行うこととし、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する
 - ・ あわせて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずる
 - ・ 地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図る

国と地方に関する「三位一体の改革」

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、
 ○地方は自らの創意工夫と責任で政策を決める
 ○地方が自由に使える財源を増やす
 ○地方が自立できるようにする

従来のシステム

国による一律的行政

- ・行政面 — ○法令等による基準設定
- ・財政面 — ○国からの補助金、交付税に依存した財政運営

画一的行政の弊害

地方の個性の希薄化
 中央依存体質
 無駄な支出

改革の理念、理想の姿

地域のニーズに応える地方主導の行政システム

- ・行政面 — ○国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大
 ○地方自治体が自らの創意工夫と責任で行政サービスを選択
- ・財政面 — ○地方自治体が自由に使える一般財源の割合を引上げ
 ○地方税を充実するとともに、地方交付税への依存を引下げ
 不交付団体の人口の割合を大幅に高める
 ○歳出の縮減・合理化等により「効率的で小さな政府」を実現
 地方の財源不足の解消を目指す

以下を三位一体で推進

補助金改革

○「改革と展望」の期間中(18年度まで)に概ね
 4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革

・重点11項目について、抜本的に見直し、
 改革の方向性、改革工程等を決定

○事務事業・補助金の在り方を抜本的に見直し

- ・地方の権限と責任を大幅に拡大
- ・国・地方を通じた行政のスリム化を実現

交付税改革

○「改革と展望」の期間中に地方の自立に向け、
 交付税の財源保障機能全般を見直し、縮小。
 交付税への依存体質から脱却を目指す

○地方歳出を徹底的に見直し、交付税総額を抑制

- ・投資的経費を平成2～3年度水準を目安に抑制
- ・地方公務員を4万人以上純減、等

○不交付団体の人口の割合を大幅に高める

○財政力格差を調整する必要性の高まりに適切に対応

税源移譲を含む税源配分の見直し

○「改革と展望」の期間中に、補助金改革に対応して
 税源移譲

○税源移譲は基幹税の充実を基本に行う

○移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、
 補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、
 義務的な事業については徹底的な効率化を図った上で
 その所要の全額を移譲

○課税自主権を拡大

○三位一体の取組みにより、地方における歳出
 規模と地方税収入の乖離を縮小する観点に立って、
 地方への税源配分を高める

☆15年度予算における三位一体改革の取組み(芽出し)の上に立って、来年度、さらにそれ以降の予算において三位一体の改革を推進

平成15年6月27日
閣議決定

Ⅱ. 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

——「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

【改革のポイント】

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業および国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。

(1) 三位一体改革によって達成されるべき「望ましい姿」

① 地方の一般財源の割合の引上げ

地方税の充実確保を図るとともに、社会保障関係費の抑制に努めるなど、地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税）の割合を着実に引上げる。

なお、その際、国・地方の財政事情を踏まえるとともに、歳出の徹底した縮減・合理化に努める。

② 地方税の充実、交付税への依存の引下げ

税源移譲等による地方税の充実確保、地方歳出の徹底した見直しによる交付税総額の抑制等により、地方の一般財源に占める地方税の割合を過去の動向も踏まえつつ着実に引き上げ、地方交付税への依存を低下させる。この結果、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めることを目指す。

また、課税自主権の拡大を図ることにより、地方団体や住民の自意識の更なる向上を目指すしていく。

③ 効率的で小さな政府の実現

「改革と展望」の方針に沿って歳出構造改革を行うことに加え、「三位一体の改革」により、真に地方にとって効果・効率の高い選択を行うことを可能にすることを通じて、「効率的で小さな政府」を実現する。

地方財政においては、現在、約17兆円を上回る財源不足が生じている。国・地方を通じて歳出の徹底的な見直しを行うなど財政健全化を図ることにより、プライマリーバランスを黒字化し、更に地方財源不足を解消することを目指す。

(2) 三位一体改革の具体的な改革工程

① 国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じて行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成18年度までをいう。以下「6.『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目標に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じて行政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

② 地方交付税の改革

地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。

また、国・地方を通じて歳出の縮減、必要な公共サービスを支える安定的な歳入構造の構築等を通じて、早期に地方財源不足を解消し、その後は、交付税への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

このような観点から、次のとおり取り組む。

- (1) 国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、「改革と展望」の期間中に、以下のような措置等により、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。これにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入・歳出の両面における地方団体の自助努力を促していくことを進める。
 - ・ 国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制
 - ・ 地方財政計画計上人員を4万人以上純減

・ 投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制

・ 一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制

(ii) 国の関与の廃止・縮小に対応した算定方法の簡素化及び段階補正の見直しを更に進めていく。また、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。同時に、地方債に対する市場の評価がより機能するように取り組んでいく。

(iii) 現在、9割以上の地方団体が地方交付税の交付団体となっているが、三位一体の改革を進めることを通じ、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。

(iv) 税源移譲を含む税源配分の見直し等の地方税の充実に対応して、財政力格差の調整の必要性が高まるので、実態を踏まえつつ、それへの適切な対応を図る。

③ 税源移譲を含む税源配分の見直し

「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。併せて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。

15年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。

また、地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

こうした三位一体の取組みにより、地方歳出の見直しと併せ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方への税源配分の割合を高める。その際、応益性や負担分任性という地方税の性格を踏まえ、自主的な課税が行いやすいという点にも配慮し、基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。

上記の諸施策について、フォローアップ（追跡調査）を行いつつ、三位一体の改革を強力に推進する。また、改革を円滑に実現するため、15年度予算における取組みの上に立つて、来年度予算のなかで改革を着実に進める。

(3) 市町村合併の推進

改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限である平成17年3月に向けて、市町村合併を引き続き強力に推進する。

国と地方の関係について

1. 片山プラン（14年5月）

国税：地方税＝1：1を実現するため、補助金を削減（5.5兆円）し、同額を国から地方に税源移譲

2. 骨太Ⅱ（14年6月）

国と地方の役割分担に応じた事務事業の見直しを踏まえ、補助金、交付税、税源配分を三位一体で検討し、改革案を1年以内にとりまとめ。

・補助金－福祉、教育、社会資本を含め、「改革と展望」の期間中に数兆円規模の削減を目指す。

・税源配分－廃止する補助金の中で引き続き地方が実施する必要があるものについて、所要額を地方の自主財源として移譲

・交付税－財源保障機能全般について見直し、縮小

3. 地方分権会議の「意見」（14年10月）

三位一体改革の前提となる事務事業の見直しについて、保育所制度、義務教育、農業委員会、公共事業など各分野にわたる提言

4. 総理指示（15年4月）

片山大臣（数兆円の補助金削減と税源移譲）と塩川大臣（まず国と地方の役割分担の見直し）の対立を踏まえ、総理より、地方分権会議に対し、昨年10月の「意見」をフォローアップし、重点検討項目を提案するよう指示

5. 諮問会議及び「検討の場」における検討

地方分権会議の提案（5月7日）を受けて、諮問会議及び「検討の場」（民間議員代表と各省事務次官をメンバー）において、重点検討項目について検討を進め、必要に応じ大臣レベルの調整も実施

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抄）

（平成14年6月25日 閣議決定）

- 地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、国庫補助負担事業の廃止・縮減について年内を目途に結論
- これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、改革案を今後1年以内（来年6月）を目途にとりまとめ
- 国庫補助負担金
 - ・ 「改革と展望」の期間中（～2006年度）に数兆円規模の削減を目指す
 - ・ 15年度には、国・地方を通じた行政のスリム化の観点から廃止・縮減を目指す
- 交付税
 - ・ 交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正
 - ・ 他方で、地方公共団体間の財政力格差の是正は必要であり、どの程度、どのように行うか検討
- 税源移譲を含む税源配分の見直し
 - ・ 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲
- 地方財政については、地方歳出を徹底して見直し、地方財政計画の規模の抑制に努める

平成 14 年 6 月 25 日

閣 議 決 定

(中 略)

第 4 部 歳出の主要分野における構造改革

(中 略)

3. 国と地方

- (1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。
- (2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。

この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9 割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となつて実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約 14 兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

- (3) 改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさら

に積極的な取り組みを促進する。

また、今後の地方行政体制のあり方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村のあり方、団体規模等に応じた事務や責任の配分（例えば、人口 30 万以上の自治体には一層の仕事を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県が肩代わり等）など、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、幅広く検討する。

また、今後は国の関与に代わり、住民自ら地方行財政を監視できるよう、バランスシート等の作成や情報公開、電子自治体の実現など、地方行財政の透明性向上と説明責任の徹底が必要である。

地方行革への手引

公立と民間との

コストとサービス比較

全国延316自治体からの報告とその分析

(抄)

平成12年4月

地方自治経営学会

I 総 論

長引く景気低迷、税収の伸び悩みが続く中、地方財政は昨今、極めてきびしい環境の中にある。

各自治体の平成12年度当初予算では、財政調整基金も殆ど底をつき、また、これまで毎年多額の公共事業費を計上して、国の景気対策に協力してきた自治体も、はじめて単独事業費をかなり大きくダウンさせ、地方債の発行も抑制し、財政再建、財政建て直しに方向を転換してきている。

財政の弾力性をはかる経常収支比率もここ数年高まり、公債費比率、公債費負担比率も警戒ライン（15%）を超えて危険ライン（20%）に近づいてきている自治体もかなりある。

このような状況の中で、いま多くの自治体では、さらなる行政改革の推進が喫緊の要務となってきているが、この行政改革を進めるにあたって極めて重要な視点は、単に経費を抑制、カットするということだけでなく

住民に対するサービスが殆ど同じで変わらないならば、
「コストの高いシステム」から「よりコストの低いシステム」に切り替える、
それによって、新たな財源を生み出す

ということである。

そしてその具体的な方法として

「コストの高い『公立』（直営）」から
「よりコストの低い『民間』委託又は『囃託・パート等』」に

切り替えるということである。

地方自治経営学会では、かかる観点から、今般、都市行政のかなり広い領域にわたって「公立」と「民間」とのコストとサービスの比較調査を行ったが、その結果の概略は次のとおりである。

1 公と民とのコスト比較

今回、調査を行ったもののうち、重要なものについての公と民とのコスト比較（公立（直営）のコストを100とした場合の民間コスト）は、次のとおりである。

（平成10年度決算）

項 目	公・民コスト比 （単位：1000円 当たりのコスト）	備 考
可燃ごみ収集	44.6%	トン当り経費
不燃ごみ収集	54.2%	“
学校給食	47.4%	1食当り経費
“	22.2%	職員1人当り経費 正規職員と嘱託とのコスト比
運転手つき公用車	16.3%	キロ当り経費 タクシーとの比較
学校用務員	29.8%	職員1人当り経費 正規職員と嘱託とのコスト比
学校警備員	28.2%	“
“	6.1%	1校当り 民間（機械警備）に委託
庁舎清掃	47.6%	年間経費
電話交換	34.7%	“
市役所案内業務	31.6%	“
守衛	54.1%	“
庁舎警備	58.3%	“
体育スポーツ施設	72.0%	“ スポーツ振興公社、シルバー人材センター等に委託
文化会館・市民会館	74.2%	“ 市振興公社等に委託
児童館	44.9%	“ 社会福祉協議会等に委託
“	18.4%	“ 地元ボランティア等を活用
老人福祉センター	86.1%	“ 社会福祉協議会等に委託
コミュニティセンター	44.3%	“ 地域住民組織等
ごみ焼却場	76.0%	“
水道事業浄水場	70.3%	“
下水道終末処理場	47.6%	“
保育所	27.4%	園児1人1月当り単独市費持出額
幼稚園	28.7%	“ 公費（県+市）補助額
学童保育	35.0%	“ 市費投入額、正規職員と嘱託とのコスト比

2 公のコスト高の要因

公のコスト高の要因としては、次のような点があげられる。

(1) 働き量の違い

民間は公立（直営）の2倍以上よく働いている

- ・ごみ収集
清掃職員1人当り年間ごみ収集量
民間は直営のほぼ2倍多い
- ・保育所
国基準を超えて設置している保育士数
公立は民間の2倍から3.9倍も多い

(2) 継続して仕事がない業務に

フルタイムの正規職員があてられている

- ・学校給食
通常 1日3-5時間
1年180-190日
民間はその時間分だけ、パート、嘱託
直営は月給制で働かない時間帯も給与
・運転手つき公用車
運転しない待機時間にも給与支給
- ・学童保育
保育は学校放課後3-5時間

(3) 単純労務

公務員でなくともできる仕事に、給与の高い正規の公務員が当てられている。

- ・庁舎管理、学校用務員、警備員等
正規職員 年 700-800万円
嘱託 年 150-200万円

(4) 施設の管理

- ・地元自治会、住民組織、シルバー人材センター等の活用により
直営の2割から5割のコスト
- ・施設管理公社
役所OB職員、パート、嘱託の活用で
直営の5割-7割のコスト

(注) ただし、施設管理公社の中には前掲の公社職員を多く採用し、その給料は市議会職員とほぼ同じ給料表を適用しているところがあるが、これでは実質第2の給料である。公社によって定数異なり、人員異なりが行われている。

3 公・民のサービス比較

(1) 民間のサービスは公のサービスと比べてどうか

・ごみ収集

・民間の方がサービスがよい	5市
・公と民のサービスは同じ	17市
・公の方がサービスがよい	0市

(民のよい点)

- ・民間委託になってごみの取り残しが少なくなった
- ・民間委託だと、人口（世帯数）増加や排出されるごみの増加に
適時、適切に対応してくれている等

・学校給食

・民間の方がサービスがよい	2市
・とくに変わらない、同じ	11市
・悪くなった	0市

(民のよい点)

- ・献立の多様化、米飯給食回数が増加した
- ・給食品の品質等の学校差がなくなった等

・保育所

・民間の方がすぐれている	15市
・公と民とで同じ、差異はない	19市
・公の方がすぐれている	0市

(民のすぐれている点)

- ・延長保育、開所時間が長い
- ・土曜日午後も保育している
- ・産休明けから保育してくれる
- ・障害児保育、一時保育など特別保育を行っている
- ・送迎バスがある等

(2) サービス面とコスト面をあわせてみると

コスト面では

民間は公のおおむね半分以上であるのに
サービス面では

逆に民間の方がすぐれている、あるいは公・民の差はない

公と民とでサービスがかりに同じだとすれば、
税金を公にだけ2倍以上も投入するのは、著しく不合理、
大変な税金のムダ遣い

IV 論点整理

IV 論 点 整 理

1. 地方財政計画を巡る諸問題（総論）

1-1 地方行財政改革は、「地方の自立」、言い換えると「地方自治体の自助努力と自己責任による行財政運営」を目指すべきと考えるがどうか。

また、地方団体の理想的な行財政運営とは、受益と負担（行政サービスの増加と税の追加負担）の關係が明確に意識された中で地域住民によるチェック機能により効率的な運営が実現することではないか。

1-2 現状は地方交付税の財源保障により、地方自治体がコスト感覚なく事業を拡大（負担面からのチェックが働かず歳出が過剰となりがち）しており、地方交付税は、自助努力・自己責任による財政運営を阻害していると考えられる。

国への依存体質から脱却し、理想的な地方行財政運営を実現するためには、地方交付税の財源保障機能について廃止を含め抜本的に見直すことが重要であるが、この場合、地方財政計画のあり方・役割についてどのように考えるか。

1-3 地方財政計画は、「標準的な歳出」を計上するとされているが、「標準的な歳出」の範囲が徐々に緩み、単独事業を中心に拡大しているのではないか。

また、これまで大幅に拡大してきた地方歳出について地方財政計画の規模を抑制することにより、地方交付税総額の縮減を図るべきであるが、その際、地方歳出・基準財政需要を精査すべきではないか。

1-4 地方財政計画は、①地方財政規模の把握と②歳入歳出差額を導くことによる交付税総額の確保（地方財源の保障）という全く異なる役割を同時に果たしている。このため、「財政規模の把握」の観点から地方財政計画に計上された歳出は、全て交付税総額の拡大要因（財源保障対象）となってしまう。しかし、両者は区分されるべきであり、国による財源保障の対象は絞り込みが必要ではないか。

1-5 現行の地財計画を通じた交付税総額の決定システムの中に、地方自治体に自助努力（行革等の歳出削減努力や課税自主権の發揮）を求める仕組みはない。これは諸外国には例のないもので、地方の歳出が緩む原因となっており、何らかの改善が必要ではないか。

1-6 現行の地方交付税総額決定システムは、国の財政事情が考慮要素となっていないが、何らかの改善が必要ではないか。

2. 地方財政計画の各項目の見直し

2-1 単独事業 (15年度 26.1兆円＝投資 14.9兆円＋一般行政 11.2兆円)

(1) 投資単独は、実態の額が計画額を下回って乖離しており、地財計画歳出がその分増えている。この部分は、交付税総額を増大させており、実態を踏まえた是正が必要ではないか。

(2) 単独事業は、地財計画に計上されることで全て財源保障対象(交付税総額の拡大要因)となっている。しかし、単独事業の実施については、地方自治体に選択の余地があることを踏まえれば、自助努力を求め地方交付税による財源保障対象(交付税総額の拡大要因)とする範囲を絞り込むべきではないか。

(注) 理想的な地方行財政運営の観点からは、地方自治体が財源調達(追加的な税負担等)と事業の実施(行政サービスの追加)との関係をリンクさせて検討することにより事業の効率化が図られる。

(3) 投資単独を財源保障の対象とする有力な根拠のひとつは、国の5カ年計画への単独事業額の計上であった。今般の5カ年計画の見直しに伴い、単独事業の額が5カ年計画に計上されなくなったので、投資単独を財源保障の対象外とすることも考えられるのではないか。

2-2 補助事業等 (15年度 18.2兆円＝投資 8.4兆円＋一般行政 9.8兆円)

(1) 補助事業に伴う地方負担分(補助裏)は、事業の性格にかかわらず、地財計画に計上され、全て財源保障対象(交付税総額の拡大要因)となっている。しかし、奨励的補助金や(大半の)公共事業補助金に係る事業といった地方自治体に選択の余地があるものについては、全てを地方交付税による財源保障対象(交付税総額の拡大要因)としている現状は適当ではないのではないか。

(注) 上記2-1(2)の(注)参照

(2) 補助裏を全て財源保障しているのも、地方自治体が補助金に依存し続けることになり、補助金の廃止・縮減を難しくしているのではないか。

(注) 国の予算(補助金)の性格と地方財政計画の性格との関係に留意

2-3 給与関係経費 (15年度 23.4兆円)

(1) 給与関係経費は、地方公務員給与の実態調査を追認する形で地財計画に計上しているが、

- ・地域の民間給与に比して高い給与水準となっていること
- ・技能労務職の給与が国家公務員よりもかなり高いこと

といった地方公務員給与の実態が計画計上の際には正されないまま、財源保障の対象(交付税の拡大要因)となっている。現状は、「あるべき歳出」といえないのではないか。

(2) 地方行革の観点も踏まえ、地方公務員の計画計上定員は、更に削減していくべきではないか。

2-4 公債費 (15 年度 13.8 兆円)

単独事業や補助事業に伴う地方負担について発行された地方債については、これらの事業の実施について地方自治体に選択の余地があることや安易な地方債発行を抑制するべきであることを踏まえれば、その元利償還費のすべてを公債費として地財計画に計上し地方交付税による財源保障の対象 (交付税の増加要因) としている現状は適当ではないのではないか。

2-5 財源保障の対象を絞り込む方法

単独事業、補助事業に係る地方負担及び公債費について、財源保障の対象を絞り込む場合には、

- ① 全部又は一部を地財計画に計上しないこととする
 - ② 地財計画に計上するが、その全部又は一部について、地財画面上、自助努力を求める対象とする
 - ③ 地財計画に計上するが、その全部又は一部について地方債を充てる (この地方債の元利償還費も財源保障対象外とする)
- といった方法が考えられるのではないか。

2-6 地方税 [歳入項目] (15 年度 32.2 兆円)

地財画面上の地方税計上額は、法定の税目と標準税率を前提に計上され、課税自主権の發揮は前提とされていない。しかし、いわゆる財源不足額が 10 兆円を大きく超えている状況で、課税自主権の發揮を求めずに収支差額を地方交付税で補てんするという地財計画のあり方は、見直されるべきではないか。

(注) 課税自主権發揮のあり方と地方財政計画の性格との関係に留意

2-7 地方債発行額 [歳入項目]

- (15 年度 8.3 兆円 = 臨時財政対策債及び減税補てん債除き)
- (1) 地財画面上の建設地方債の発行は、建設地方債発行可能額に比して 5 割程度しか行われていない。この差 (いわゆるスキマ) は、地財画面上の歳入歳出差額を拡大させ、交付税総額を増加させている。国の予算では建設国債発行のスキマがないことや地方が自ら努力して市場からの財源調達を行うべきであることを踏まえれば、地財画面上の地方債発行額を引き上げるべきではないか。
 - (2) なお、投資単独の乖離解消に際しては、地方債発行額を引き下げるべきではないのではないか。

3. その他

3-1 不交付団体の数

「9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある」と考えられるが、実際には97%の自治体が交付団体となっている。これは、基準財政需要が甘くなりすぎた結果と考えられるので、地方歳出削減により不交付団体の数を増やしていくべきではないか。

3-2 交付税の配分方法

事業費補正や段階補正といった交付税の配分方法については、地方自治体の効率的な財政運営を促す方向で見直すことが必要である。こうした見直しの成果は、交付税総額の抑制に全く結びつかない仕組みとなっているが、このような仕組みは改められるべきではないか。

3-3 恒久的減税に伴う財源不足対策のスキームの見直し

交付税の財源保障機能を見直す観点から、制度改正以来5年を経過した恒久的減税に伴う財源不足対策スキームを見直すべきではないか。特に、特例的な措置は見直されるべきではないか。

3-4 税収の偏在と交付税の財政調整機能

補助金を削減して税源移譲すると税収の偏在により、東京都などでは超過財源が増す一方で、税収の上がない地方で財源不足が拡大するが、これにどのように対応するか。

①水平的調整を導入する

②一気に財源保障機能を廃止して財政調整機能に特化した制度とするといったことについてどう考えるか。

(注) 15年度においては、地方特例交付金等による暫定措置を講じた(前掲)。